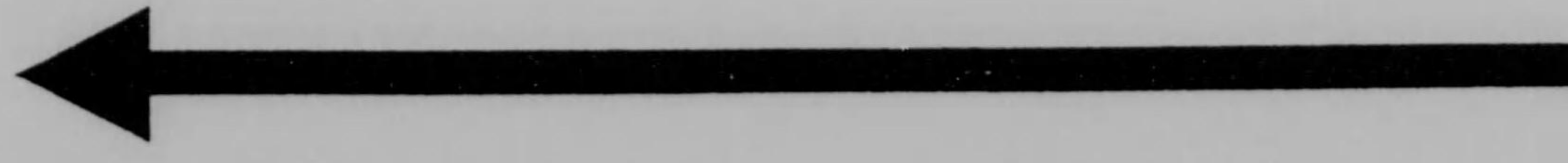


386
201



始



ト工49-27

386-201



東京商業會議所
商會
士頭

藤山雷太氏序
木村美生著

損害
豫防
株主の
智識

大正
9. 1. 28
内交

東京太陽堂發行

序

日本の經濟界は戦争のあるたびに、横へ廣がるか縦に深かまるか、兎も角も膨脹する。日清戦争後、日露戦争後、また今度の世界大戦中の日本の經濟界がそれを證明してゐる。其中でも今度の大戦中に見へた我國經濟界の膨脹は非常のもので、爲めに諸種の事業が勃興し、數多くの株式會社が生れた。尙今後もまだく、生れ出るであらう。夫等會社の何れもは皆一樣に時代の生むところであるが、然し時には前途を危ぶまれるやうなものも無いとは云へない。時代の思潮を巧みに利用し

て一時的僥倖を目的とする人も絶無とは斷言出來ないからである。且つ株式會社は其性質上、會社創設者の出資よりは一般世人の出資額が其中心動力となるもので、確實な資力の無い者でも創設し得ると云ふ事の爲めである。

が、また他面から觀察すると、出資者即ち株主が株式會社と云ふものは如何なるものであるかなどは第二の問題として、先づプレミアムを目的とするか、然らざれば唯配當の多からん事をのみ希ふと云ふ弊害が、無責任な會社を濫興させる事にもなるのである。或は斯

る株主の刺戟が會社濫興に可成り大きな力となつてゐるかも知れない。若しさうであれば日本の經濟界事業界にこつては餘り喜ばしい現象ではない。是を以て出資者が株式會社と云ふものに對する根本的知識を持つ事が我事業界の急務であると云ふことになる。かう考へてくると、此書の公にされたのも理由ある事で、廣く株主たる人々の熟讀せられんことを希望する次第である。

大正九年一月

東京商業會議所會頭

藤山雷太

自序

教育の進歩につれて我國にも大學と名のつく専門教育を授ける高等の學校が非常に多くなつた。従つて凡ゆる方面に對する知識の發達は頗る長足の進歩をした。其内でも世人の頭を最も刺戟し急激に進歩せしめたものは經濟的知識である。我國の經濟上の發展が常に過去に於て大戰を機會にして其後に著しく發展したのは既に世人の知る處で、今度の歐洲大戰だけが戰時中から我國の經濟界を刺戟したのが例外だけである。そして著しく世人の經濟上の知識を開發したが

其中でも今回の大戦は我國人に事業界の新生面を開いた。莫然とした經濟上の知識と云ふのでなく、事業上に新知識を開いた。實業家は無論の事、一般世間の人も事業とは如何なるものか、事業と世間との關係等に就て今迄にない刺戟を受けた。實業家は吾れ勝ちに事業を起す、世人は争つて事業に投資するやうになつた。此分では遠からず大學にも單に經濟科と云ふ廣い意味の講座でなく、經濟科の内に事業科と云ふ新講座が設けられるに至るかも知れない。かゝる時勢の趨勢を觀取して太陽堂主人照井君は通俗的に株主の知識を養

成する書籍を書かんことを余に相談した。余も丁度其書の必要を感じてゐたので、淺學非才をも省みず、早速快諾執筆したのが此書である。これに依て株主諸君に一つでも新知識を吸収して貰ふ事が出来れば満足である。

最後に、本書に病中にも拘はらず序文を賜はつた東京商業會議所會頭藤山雷太氏に其御厚意を深謝する次第である。

大正九年正月

著者 木村美生識

損害 豫防 株主の知識 目次

第一編 株式會社

第一、會社の生れる順序……………一

 イ、實業家の生む順序……………一

 ロ、會社屋の生む順序……………五

第二、創立に必要な三要素……………一〇

 一、發起人……………一一

 イ、發起人の特別利益……………一三

 ロ、發起人の責任……………一七

 二、定款……………二〇

 イ、定款に必要な事柄……………二三

ロ、定款が無効になる事柄……………二七
 ハ、定款の見本……………三〇
 三、株主……………三五

第三、會社創立の二形式……………二七

イ、發起創立……………三七
 ロ、募集創立……………三八
 ハ、募集創立と發起人の備け……………三九

第四、株式募集の形式……………四二

イ、株式申込勧誘方法……………四三
 一、新聞廣告の二方法——一、個人勧誘の方法
 一、現物團の募集法……………四八
 ロ、新設募集廣告の例……………五七
 ハ、増資募集廣告の例……………六二
 ニ、申込證據金……………六二

第五、會社成立の證據……………六五

イ、株式の引受……………六六
 株式申込證見本
 ロ、第一回拂込……………七一
 拂込の注意
 ハ、創立總會……………七三
 ニ、會社の登記……………七六

第六、會社に必要な機關……………七八

イ、株主總會……………七九
 ロ、總會決議の方法……………八二
 ハ、取締役……………八四
 ニ、取締役の仕事……………八八
 ホ、監査役……………九一
 ヘ、監査役の仕事……………九二

第七、株式會社の特徴……………九四

- イ、經濟上の特徴……………九六
- ロ、法律上の特徴……………九七
- ハ、株式會社の缺點……………九九

第八、株主の權利と義務……………一〇二

- イ、株主の資格……………一〇二
- ロ、株主の權利……………一〇四
- ハ、株主の義務……………一〇七
- ニ、株式の賣買取入……………一〇九

第九、株式の性質色々……………一一〇

- イ、資産株……………一一〇
- ロ、投機株……………一一四
- ハ、權利株……………一一六
- ニ、優先株……………一一九
- ホ、函蓋株……………一二三

第二編 株主の損害豫防

第一、株式募集廣告の見方……………一二九

- イ、發起人の顔振れ……………一三一
 - 一、名士揃でも安心は出来ぬ——中心人物に注意する事
- ロ、事業と時勢の關係……………一三七
 - 一、世間の人氣と其の事業——需要供給と事業との關係——其の時代の情況、戦時、平時等
- ハ、計劃の適不適……………一四二
 - 一、他事業との比較——會社とする理由——個人組織と會社組織
 - 二、事業と資本金の關係……………一四六

- 一、現物出資に注意其他.....一五一
- 本、賛成人の性質.....一五一
- 一、賛成人と發起人との相違.....一五四
- へ、不正勧誘の注意.....一五四

第二、目論見書の見分方.....一五八

- イ、目論見書の見本.....一五九
- ロ、起業費の見分方.....一六八
 - 一、地所買入代金——一、建築費——一、機械器具買入費其の他.....一六八
 - ハ、創業費の内容.....一七三
 - 一、書類作製費用——一、事務員給料——一、廣告費、會合費其の他.....一七三
 - ニ、運轉資金.....一七六
 - ホ、收支豫算の見分.....一七九
 - 一、營業日數——一、製品の販路——一、製品値段——一、豫定經費.....一七九

- へ、利益處分案の見分.....一八八
- ト、利益率と配當.....一八九
- チ、利益率計算法.....一九一

第三、決算報告の見分方.....一九三

- イ、決算報告をする譯.....一九三
- ロ、決算報告の書類.....一九五
- ハ、決算報告の見本.....一九七
- ニ、不正決算の見分方.....二〇四
- ホ、不正資産の見分方.....二〇八
- へ、借入金と損益關係.....二一一

第四、會社の合併.....二一六

- イ、合併と云ふ事.....二一六
- ロ、合併契約書見本.....二一九
- ハ、合併と株主の利害.....二二二

第五、増資と減資……………二二四

イ、増資と云ふ事……………二二四
ロ、減資と云ふ事……………二三〇

第六、直接損害豫防法……………二二二

イ、各種類の株を持つ事……………二二三
ロ、株主總會に出席する事……………二三四
ハ、重役の變動に注意……………二三六
ニ、株價の變動に注意……………二三八

第七、會社の不況と破産豫測法……………二四一

イ、會社の不成績と株主の注意……………二四一
ロ、株式價格より窮知する法……………二四二
ハ、世評より判断する法……………二五二
ニ、新聞雜誌の記事より知る法……………二五四
ホ、輿信所に依頼して知る法……………二五八

第八、會社の解散と破産……………二六六

イ、解散と云ふ事……………二六六
ロ、解散と株主の利害……………二六八
ハ、破産と云ふ事……………二七〇
ニ、破産と株主の利害……………二七一

第九、株式の書式一覽……………二七三

イ、譲渡ニ付株式名義書換請求書……………二七四
ロ、家督相続、遺産相続及遺贈ノ場合ニ於ケル
名義書換請求書……………二七四
ハ、株式名義書換ニ關スル委任狀……………二七五
ニ、改姓(名)ニ付株式名義變更請求書……………二七六
ホ、盜難又ハ亡失ニ因ル新株券交付請求書……………二七七
ヘ、株券毀損ニ付新株券交付請求書……………二七八
ト、株券併合(分割)請求書……………二七九

子、記名株券ヲ無記名株券ニ變更請求書……………二八〇
 リ、株式質入書……………二八一

損害株主の知識目次終

損害株主の知識

商學士 木村美生 著

第一編 株式會社

第一 會社の生れる順序

(1) 實業家の生む順序

會社の生れる順序をざつと大別すると、二種類になる。其一つは茲に云はふとする實業家の生む順序で、これは眞面目な會社を作る時の順序である。勿論眞面目な實業家が會社を作る時でも、一定の作る順序があつて其通りに

しなければならぬと云ふものではないのだから、細かく方法を別けて斯かる方法とかこんな方法とか定めることは困難だが、先づ一二の例を示して説明すれば大體分ることゝ思ふ。

茲に一人の實業家があつて、つらく世間の經濟状態や事業の有様や或は又人氣の趨くところを觀察して、今こゝで斯う云ふ種類の事業をする會社を作れば、屹度相當の利益を擧げることが出來ると考へついたとする。すると此實業家は先づ自分の考へを何かの機會に二三の友人に話すのである。そして相談するのである。

其時友人達が揃ひも揃つて其實業家の意見に反對してしまへば、それで其話は太抵消えてしまふが、三人の友人の内二人迄賛成したとなれば實業家の考へは大體に於て見當違ひでないと云ふ證明を得たのと同様になつたわけだから、實業家は先づ自分の秘書か何かに命じて其事業を起すに必要な資本金とか事業

費とかの計算を始める。

愈々自分の手元で大體の事業豫算と云ふものが出來上ると、今度は正式に友人達に相談を持ち出すのである。そこで所謂實業家の會合となるので、或は實業家の邸宅で、或は料理屋で、其時の事情に従つて二回三回と寄り合つて協議をする。すると大抵先づこんなところの計劃で出來上るだらうと云ふ相談に一決する。

それから發起人の名を定めるとか、賛成人を募集するとかして二三十名の名前が並ぶことになる。そこでこの計劃を天下に吹聴して株式の公募をするなり或は計劃者賛成人の間で株式全部を分けて持つ所謂縁故募集にするなりして、こゝに會社が出來上るのである。

又こんな風で出來ることもある。實業家は實業家同士よく顔を合せて雑談し或は食事を共にする俱樂部へ大抵入會してゐる。そんな俱樂部へ四五名集つて

難談をしてゐる内に、期せずしてみんなの意見がこんな種類の会社を作つたら相當の利益を擧げることが出来るだらうと一致したとする。すると誰からともなく、それぢや一つ作つて見やうか、それは面白い作らうと云ふ意見になる。それでは誰が大體の豫算を作る、僕が作らう、いや僕の知つてゐる技師にさう云ふ事業に悉しいのがあるから、それに命じて一つ豫算を作らせて見やう、などとわい／＼話して忽ち會社の名前まで出來てしまふ。

それから其四五名は時間があると何處かへ寄つて其計劃の相談をするので、會社は忽ち成立してしまふ、甚だ簡單のものである。然し其間それに關係した實業家はその爲めに相當頭を使ふのは無論のこと、人々に内々話して賛成を求めるとか、或は計劃の方法に就て調査をするとか、其位の努力は誰もするのである。

かう書くと、眞面目な實業家が作る眞面目な會社でも甚だあぶなつかしいも

ので、其出來た動機は非常に無責任なもの、やうであるが、實際どんな大會社もこんな風で出來上るのである。つまり實業家がわい／＼と採み立てると世間の人(即ち資本を出す人々)が一緒にわい／＼それへ賛成して金を出して、會社を作り上げてしまふのだと云つても差支ない位のものである。

けれども斯うして出來た會社の事業には、それに関係した實業家はみんな自分達から云ひ出したので、相當其事業に就て興味を持つてゐる。それ故どうかして此事業をものにして見やうと云ふ考と前途に對する熱心とがある。従つて次に書く會社屋と云ふやうなもの作る唯目前の儲けだけが目的のものとは自然意味の異つた眞面目なものになるのである。會社設立後もそれらの實業家は發起人として眞面目に責任を持つことになる。

會社屋、又別の名を發起屋とも云ふ。

この連中の作る順序も必ずしも一定したものでなく、所謂臨機應變であるがこの連中は別に實業家でもなく、普段一定の職業があると云ふのでもなく、ぶらぶらとしてゐて、斷へす何か面白い儲かりさうなことはあるまいかと探してゐるので、世間の人氣に投じさうな有望らしいものを見付けたとなると、そこで始めて活動を開始するのである。

その活動の方法にまた色々ある。

先づ第一は、會社の土臺となるものを發見して之を自分で買取り、相當の實業家のところへ持つて行つて會社創立の相談をしかけるのである。例へばセメントを造るに適當な粘土が或土地にあることを發見すると、其所有者に交渉してそれを買取り、それを持つて實業家に相談を持ちかけ、セメント會社の發起となるので、かう云ふ場合大抵其會社屋は裏に隠れてゐて名前は出さない。即

ち會社が出来上つた時、其自分の買つておいたセメント地を會社に高く賣りつけて儲ければいゝのだから、名前を出す必要はないのである。

第二はそれと反對に、自分が會社創立の當事者となるので、これは敢て會社の土臺となるものを最初から用意しておく必要はない。何んでも世間の人氣に投じさうな有望らしいことを發見したとか、或は誰それが従來行つて來てゐて非常な利益を擧げてゐる事業を買収することになつたとか、巧みな口實を設けて先づ發起人の總代に何々子爵とか男爵とか云ふ偉い肩書のある人を擔ぎ上げるのである。そして自分も無論發起人の一人となり、如何にも每期好配當の出來さうな理由を作り上げて、銀行家などから金を借り出し、新聞を利用して盛んな株式募集廣告を發表する。

愈々會社が出来上ることになると、凡ゆる手段方法を講じて、其新設會社の株式に高い權利を附けることに工夫をして、權利がつくや否やそれを他に轉賣

して権利金を儲けるのである。それ故會社の前途などと云ふことは最初から考へてゐないので、會社を起して唯權利株を賣つて儲けるのが目的なのである。それ故もしも其事業が將來有利だと云ふことになれば會社を設立もするが、さうでないものは多く何とか彼とか口實を設けて會社の開業を延ばすので、さうしてゐる間に巧みに事件を作成したり、重役間に不和を起させたりして、最後は會社の解散とか消滅とかにしてしまふのである。

この連中はそれ故なか／＼機敏である。今世間ではこんな事業があればいと望んでゐると見るや、直ぐ二三日でそんな會社を作り上げて株式募集をする又或る事業に對して世間から獨占的でないといふと云ふ批難でも浴びせかけるのを見るや、忽ち貧乏華族とか休職將軍とか云ふ連中を擔ぎ上げて發起人の名前を作り、獨占事業をしてゐる會社の競争會社を目論むのである。

獨占會社の方では競争の會社が出来ては面倒なので、やがて其新しい會社

に買収を申込むとか合併を相談するとかする。さうなれば會社屋の思ふ壺で、まふまふと高く買収されるなり、有利な條件で合併するなりして、自分の懐中ふところを肥すのである。

第三には世間の事業流行を見込んで、先づ流行してゐるのと同種類の小さな事業を自分でなり同士となりで作るので、例へば戦時中非常に流行した銑鐵製造の如きで、小さな銑鐵工場を郊外かどこかへ作り、それから其事業の有望なことを盛んに天下へ吹聴して、かゝる時に小さな組織では到底國家の爲め此事業を旺盛にすることは困難であるから、此際大發展をする爲めにこれを株式會社とし、資本金を増加し、事業を擴張する必要があると云ひ立て、株式の募集を廣告し、世人を丸め込んで出資をさせ、其株に權利がつくや賣り飛ばして懐中ふところを肥す工夫くふうをするのも會社屋のよく用いる手段である。一時至る所に何百萬圓と云ふ資本金の株式會社が出来たのは何れもこの會社屋の作つたものであ

る。無論これからも續々と出来ることであらう。

以上は會社の出来る大體の順序を大略述べたものである。これからはもう少し深く細かく立ち入つて、株式會社に就て説明をしよう。

第二 創立に必要な三要素

會社の生れる順序に就ては前に述べた通りであるが、それなら愈々何々株式會社と銘を打つて或る會社を創立するとしたらば、どんな要素が必要になるかと云ふと、これには三つの要素が必要なのである。

この三つの要素は謂はば會社の骨となり血となり肉となるものであるから、生れ出る時の事情が眞面目な實業家の手から生れ出たにしろ、或は又不眞面目な會社屋の手から生れ出たにしろ、どうしても無くてはならぬものである。

若しこの三つの要素、即ち人間で云ふならば血と肉と骨とがないならば、生

れた會社は片輪者で、完全な會社として社會に存在を許されないことになる。

その三つの要素とは次々に説明する處の發起人、定款、株主の三つである。

(一) 發起人

發起人と云ふ者は、會社の創立團體で、會社の事業を發見し會社を組織する者なのである。従つて大抵の場合に發起人は會社が出来上つた曉には其會社の經營者となる者である。そして株式會社の發起人は七人以上でなければならぬ。

何故發起人の數を法律で七人以上とするかと云ふに、前にも述べた通り發起人は會社の創立團體であるから、會社を作る目的を遂行するのが其責任である故、餘り少い人數だと悪い方に利用され易い。それを防ぐ爲めにかくは七人以上としたのである。

そして會社の創立を計劃し、企業の目的を遂行するのが發起人であるから、

發起人と云ふものは社會上に相當の信用を持つてゐて、事業界にも通じてゐて資金を募集する上にも相當の便利と信用と聲望とを兼ね備へてゐる者でなければならぬ筈である。又若し會社が出来ぬ時は其責任を持たなければならぬから充分責任を持ち得る資格も必要である。然し實際に於ては随分危険な發起人が多い。

さて其發起人は然らばどんな仕事をするのかと云へば、先づ定款の作成と、定款に對する署名とが其第一である。

第二には必ず發起人が先づ其會社の株式を引受けなければならない。此株式の引受けに就ては二つの相違がある。それは會社創立の形式に依つて異ふので即ち株式を一般公募に附さないところの發起創立と云ふ形式に依る時は、發起人が株式の全部を引受けなければならぬので、それと異つて募集創立と云ふ一般から株式を公募する方法に依る時は、發起人は株式の一部を引受けるのであ

るが、何れの方法形式にしても、發起人は必ず株式を引受けると云ふ必要條件があるのである。(發起創立及募集創立に就ては第二に説明)

次に發起人は申込んできた株式に就て割當てをし、それから第一回の拂込をすませ、創立總會を開いて重役の選任をする。そして重役が決定すれば此所に始めて發起人の責任は解除となるのである。

(1) 發起人の特別利益

發起人の受ける特別な利益はこれを大別して二種類とすることが出来る。其一つは會社が創立された時に一時的に發起人の受ける利益で、會社成立後、其會社の存続してゐる限りは發起人が受ける永久的の利益が其二である。

發起人は何故さうした特別な利益を受けるのか、これは説明する迄もない程明かなことで、即ち發起人の意見に依つて或事業が出来ることになるのだから

謂はば發起人は會社を生んだ親である。従つて會社としては相當の特別利益を發起人に與へて感謝する必要があるからである。

さて其發起人の受ける特別利益の内、一時的の特別利益とはどんなものかと云ふと、發起人の功勞や會社創立に對して會社が受けた利益に對して會社から發起人に與へるものであつて、これは發起人でなければ受けることは出來ない。

この與へる額は幾らでもいゝので、法律上には別に規定はないが、然し發起人にこの特別報酬を與へると云ふことは前以て定款に記しておかなければならないので、記しておかぬ時は與へることは出來ぬ。この一時的の特別利益は金である。

次に永久的の特別利益とはどんなものかと云ふとこれには幾種類もの方法がある。

其一は發起人の受くる特別配當である。

配當と云ふものは會社の利益の分配であるから、會社に利益がない時は當然この特別の配當は出來ないが、會社に利益のある限り、發起人は決算期毎にこの特別利益を受けることが出来るのである。

この特別利益を發起人に與へる約束として會社は利益證券を發起人に與へるので、これは無論有價證券であるから他に讓渡することも隨意である。

そして會社は利益の内から先づこの特別利益を引き去つて、残りを他の一般株主に分配する方法と、先づ一般株主に對する利益分配をなし、其上で残つたところを發起人の特別利益として與へる方法との二つがある。

其二は**權利株**を發起人に與へる事である。

權利株 又は發起株とも云ふが、普通株式を得るには金を拂はなければならぬのを、拂はないで株式を貰へる事である。發起人の功勞に對する報酬として金で與へる代りに、株式で與へるやうなもので、發起人はそれを賣れば直ぐ金

を貰つたのと同じ譯になる。然し貰つた株式を賣るか持つてゐるかは發起人の隨意で、直ぐ金に代へなければ賣るし、會社の利益に従つて配當を得てゐたいと思へば持つてゐるわけである。この方法は發起人の特別利益として今日最も多く行はれてゐる方法である。

次に其三は新株の優先権である。

優先権とは會社が増資をする事になつて、新株式を發行する時に、先づ其引受けの權利を發起人に與へるので、會社が増資すると云ふやうな時は何れ會社の發展する時なのだから、自然其株式は高くなつてゐる。新株の値段も同様である。それ故發起人は其優先権を受けてゐれば、さう云ふ場合に其新株を人に分ける前に自分の欲しいだけ引受けて、それを賣出して利益を得ることが出来る。この方法も前に述べた權利株を與へる方法に次いでよく行はれてゐる發起人の受ける特別利益である。

無論これらの特別利益を發起人に與へると云ふことは、先づ定款を作る時に其定款に記しておかなければならぬものである。

それから右に述べた特別の利益は發起人に限つて受けることの出来る利益で決して他の者がこれを受けることは許されないものである。

(口) 發起人の責任

發起人と云ふ者の性質、發起人の特別に受ける利益等は前に述べた通りで、それだけで見ると發起人と云ふ者は割合にうまい汁の吸へる者であつて、それで何等特別の責任がなかつたら全くうまい商賣だと云ふことも出来る。然しさうは行かない。

法律は發起人の責任を定めて、若しそれに違反した時は發起人から賠償させることが出来るやうになつてゐる。但し會社屋の如き連中は巧みに此の法網を

くぐり抜けてうまい汁を吸ふのである。

先づ發起人の法律上の責任を示すと、商法の特別規定で左の如く定めてある。

發起人は左の場合一年以下の懲役又は禁錮又は千圓以下の罰金に處せらる。

(一) 發起人は登記又は設立の報告に依り株式總数の引受け無き場合之を有りし如く^{よそは}紐ひ其他不實の登記報告に依り創立總會又は裁判所を欺きたる時。

(二) 會社の金銭を使用し其株式を取得し又は質權の目的となし之を受取りし時。

發起人は次の場合に十圓以上千圓以下の料りに處せらる。

(一) 官廳又は總會に不實の申立をなし又は事實を隠蔽したる時。

(二) 検査役の調査を妨害したる時。

(三) 會社合併の時其各會社より選任され發起人に相當する事務を執るべき所のものが財産目録貸借對照表の作成債權者に對する公告催告異議ある債權者に對する辨濟又は擔保の提供等の規定に違反したる處分をなしたる時。

發起人は左の場合五圓以上五百圓以下の料りに處せらる。

(一) 商法會社編の規定に反し公告又は通知を怠り又は不正の公告或は通知をなしたる時。

(二) 商法會社編の規定に依る検査又は調査を妨害したる時。

(三) 會社の設立後本店の所在地に於て登記せざれば開業の準備を爲し能はず、之れに違反したる時。
(四) 株式申込證を作成せず、之に記すべき事項を記さず、又た不正の記載をなしたる時。
(五) 本店所在地に於て設立の登記済まざる間に株券を發行したる時。
右の外に、會社の創立に際して發起人が其任務を怠つた時は無論發起人としての責任をつくさないのだから、會社は發起人から損害賠償を取ることが出来る。

又發起人の特別利益に就て變更するとか、拂込のない株式を發見して發起人に其拂込の義務を負はせると云ふやうな場合に、若し會社がその爲めに損害を蒙むるやうな事があれば、會社は發起人から其損害賠償を取ること出来る。

それから發起人が時々會社の名を利用して他人と取引などをすることがあるが、これは無論發起人個人の責任で、會社は責任を負はない。例へばまだ會社は出來てゐないのに、會社が出來たら其製品を賣らうとか、又は會社の爲めに何々を買はふとか云ふ契約を發起人が第三者としたところで、會社は成立後其

契約に基づいて責任を持つことはない。それは飽くまで發起人個人の責任であるから、若しその爲め第三者が損害を受けたとすれば、それに對する賠償は發起人がしなければならぬのである。

最後に、發起人が或る會社を發起しておきながら、其會社がとう／＼成立しなかつたと云ふ時は、無論その全責任を發起人は負はなければならない。この時は會社が出来てゐないのだから、發起人を相手取つて損害賠償を要求するなり責任の所在を問ふなりするのは、何れも發起人を信用して會社が出来るとかと思ひ、株式の拂込約束をするとか、創立の爲めに盡力したとか云ふ第三者で發起人はかゝる善意の第三者に對して充分其損害を賠償しなければならぬ。發起人の責任は決して軽いものではない。

(二) 定 款

會社を創立するとなつた時、第一の必要な要素は前に述べた發起人で、發起人が七名以上定まつて、愈々會社を創立するとなると、次いで定款ていかんと云ふものを作成しなければならぬ。定款は會社創立の第二必要條件である。然らば定款とはどんなものか。

これを一口に云へば、定款は會社の憲法である。即ち株式會社の基本となる規則で會社の活動範圍、組織に關する重要な事柄を記すものである。

この定款と云ふ意味には二通りある。一つは右の如き會社基本の規定を書いたもの、即ち其書き物を定款といひ、二は中に記されてある會社の意志そのものを定款と云ふのである。

定款と云ふものゝ意義が右の如くであるとすれば、會社は定款に記された範圍以外のことをすることは出来ない。若し定款規定以外の事をした場合は、其行爲は無効である。

この定款は發起人が作るもので、其作つた定款は創立總會で株主の承認を経て始めて効力を發生するのである。それ故發起人が作つただけで、また創立總會の決議を経てゐない定款は眞の定款ではなく、創立總會の時に直すことも出来る。

又株主の承認決議を経て定款となつたものゝ内、一字の文言でも會社は勝手に變更することは出来ない。若し變更しやうとする時には、必ず株主の臨時總會を招集して、株主の決議に待たなければならぬのである。

そして此定款には法律で定めて必ず記さなければならぬ事柄と、記さなくも可い事柄とがある。必ず記さなければならぬ事柄を絶対的必要事項と云ひ、記さなくともいゝ事柄を相対的必要事項と呼んでゐる。相対的事項は記さうと記すまいと定款の效力には關係ないが、法律上の效力を生じないものである。次にそれらを擧げる。

(1) 定款に必要な事柄

定款に是非とも書かなければならない必要な事柄、即ち前に述べた絶対的必要事項と云ふのは次の事柄である。若しそれが書いてない時は定款として何の役をもしない事になるのである。

一、目的

人間でも一人前の人間となれば生きて行く上に必ず目的と云ふものが有る筈である。それと同じく株式會社として社會に存在して行く上には何をすのか必ず目的がなければならぬ。即ち會社事業の目的で、銀行業をするとか船舶業をするとか又は鑛業工業或は牧畜等の類で、會社内外の關係者に會社の事業種類を知らせる必要があるからである。

二、商號

人間に各個人姓名と云ふものがある如くに会社にもそれ／＼名稱がなければ他と區別するのに甚だ不便である。それ故必ず会社の名稱を明かにしなければならぬ。そして其名稱は附ける者の隨意だけれども必ず株式會社と云ふ四文字は附けなければならぬのである。

三 資本金

資本金の額に付ては制限はないが、必ず資本金幾らと云ふ事は書き示さなければならぬ。

四、一株の金額

五、取締役が有すべき株式の數

六、本店又は支店の所在地

七、會社が公告をする方法

八、發起人の住所氏名

右の内五、六、七の三つの事柄は定款を作る當初に規定しなくも其後に補足すれば可いことになつてゐる。そして補足するのは、募集創立の時は創立總會とするし、發起創立の時ならば株主總會で補足すればよいのである。其方法は定款變更と同じく特別決議に依つてしなければならぬ。

ついでに、書かなくも定款の效力に差支へない事柄、即ち相對的事項を示せば次の如くである。

一、存立時期又は解散の理由

存立の時期とは其營業期間のことである。又解散の理由とは會社の目的事業がどの程度まで成功したならば會社を解散するとか、或はどれだけの損害を受けた時は解散するとか云ふ理由である。

二、株式額面以上の發行

これは單に株式を額面以上で發行すると云ふことを書けば可いのである。

三、發起人の受くべき特別利益

これは前に述べた發起人の特別利益と云ふ種類の事柄で、發起人に特別利益を與へればそれだけ會社は負擔を増すのだから、そして株主の利益はそれだけ減じるのだから、豫め定めて置かなければならない。

四、現物出資

現物出資とは金銭以外の財産を以て出資の目的とする事、さう云ふ人がある時には其氏名、財産の種類、價格、それに對して會社の與へる株式の數を定款に書き表さなければならぬ。

五、設立費用と功勞金

設立費用とは會社を設立する爲めに要する費用で、其概算を定めて示すのである。功勞金とは發起人が創立事務に盡した報酬で、發起人の受くべき特別利益と共に明示する方がよいのである。

これら五つの相對的事項と云ふものは、定款を作る時に書かなくも前に述べた通り定款の效力には差支へなく、書いたと同様の結果を表すのであるが、唯書いてなければ法律上は效力がないのだから、何か面倒な法律問題として争はなければならぬとなつた時に、定款にないからと云ふ理由で、法律の問題とされない事になるのである。

(□) 定款が無効になる事柄

定款が無効だと云ふことは取りも直さず會社が存立を許されないと云ふ事である。若し定款が無効なのに係らず會社を立てたとすれば、其設立行爲は全部無効となるわけである。然らばどんな事が定款を無効にするかと云へば、

(第一) は會社の目的が法定の禁止事項を目的とする時である。法律は公の秩序、善良の風俗に反するものを目的とする會社の設立を禁じてゐる。それ故

それらを目的とする事を定款に記したとすれば當然それは無効で、其會社は設立を許されない。

公の秩序を亂すものとは例へば犯罪行為の如きもの、即ち泥棒だとか密輸入だとか、或は人を害するとか云ふ目的のことを云ふので、善良の風俗を害するとは、男女を迷はして金銭を得るとか、人から物質を強要するとか云ふもので風俗を亂す種類の事柄を云ふのである。

(第二) は會社は商業又は營利を目的とするものでなければならぬのだが、それに反した目的を持つ時は其會社は無論のこと、さう云ふ目的を書いた定款は無効となるのである。

商業又は營利以外の目的のものと云ふのは宗教の布教だとか、慈善だとか、學校だとか神社佛閣の經營だとか云ふ種類のことを云ふので、それらは會社の目的とすることは出来ない。

(第三) は株式會社の定款に合資會社の定款に書くべき事を書いた場合とか、或は合名會社の定款に書くべき事柄を書いたとか云ふやうな間違つた場合も無論その定款は無効となること明かである。

(第四) は茲に定款に必ず書き記さなければならぬ事柄として説明した個所にある絶對的必要事項を事かぬ時は、其定款は無効である。即ち

- 一、目的
- 二、商號
- 三、資本金額
- 四、一株金額

等の事柄で、これらが書いてなければ最初から其れは定款ではないので、そんなものは全然效力を持たないものである。ついでに定款の見本を次に掲げやう。

(ハ) 定款の見本

株式 海上労働者定款 會社

第一章 總則

第一條 當會社ハ株式會社海上労働者ト稱ス

第二條 當會社ハ本居ル所ニシテ其ノ事務所及代表者ノ居ル所ニシテ

第三條 當會社ハ左ノ業務ヲ營ムムヲ以テ目的トス

一、海運業船舶業ニ關係アル百般ノ仲介、代理、仲立及信託業

二、雜誌ノ發行、出版業

三、右ニ關聯スル一切ノ附帶事業

第四條 當會社ノ資本金總額ヲ金拾萬圓トス

第五條 當會社ノ存立期間ハ會社設立ノ日ヨリ滿參拾箇年トス但シ滿期ニ至リ株主總會ノ決議ヲ以テ延

長スルコトヲ得

當會社ノ公告ハ神戸新聞及又新日報ニ掲載スルモノトス

第二章 株式

第七條 當會社ノ株式ハ之ヲ貳千株ニ分チ壹株ノ金額ヲ金五十圓トス

第八條 株式ハ記名式トシ壹株券、五株券、十株券、五十株券ノ四種トス

第九條 株式第一回拂込金ハ壹株ニ付金二十五圓トシ第二回以後ノ拂込時期及金額ハ取締役會ノ決議ヲ

以テ之ヲ定ム

第十條 株金ノ拂込ヲ怠リタルモノハ其拂込期限ノ翌日ヨリ拂込當日ニ至ルマテ金壹百圓ニ付壹日金四

錢ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ支拂ヒ且之レニ依ツテ生シタル損害ヲ賠償スベシ

第十一條 株式ヲ賣買譲渡セントスルトキハ當會社取締役會ノ承認ヲ經タル上當會社所定ノ書式ニ依リ

當事者双方連署セル書面ニ株券ヲ添ヘ又相續遺贈其他適法ニ因リ株式ヲ取得シタル時ハ其事實ヲ證明

スベキ書面ニ株券ヲ添ヘテ當會社ニ差出シ名義書替ノ手續ヲ請求スベシ

第十二條 株券ノ毀損又ハ分合ヲ要スル時ハ舊株券ト引換ニ新株券ノ交付ヲ請求スベシ又株券ヲ喪失シ

タル時ハ貳名以上ノ保證人ノ連署セル書面ヲ以テ其事實ヲ證明シ請求者ノ費用ヲ以テ三日間新聞紙ニ

其旨ヲ公告シ三十日ヲ經過スルモ故障ナキ時ニ限り新株ヲ交付ス

第十三條 第十一條規定ノ場合ニ於ケル株券壹枚ニ付キ金貳十錢トシ第十二條規定ノ場合ニ於テハ株券

壹枚ニ付金五十錢ノ再交付ノ手数料ヲ徴收ス

第十四條 株主ハ住所及印鑑ヲ當會社ニ届出ツベシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

外國居住ノ株主ハ日本内地ニ假住所又ハ代理人ヲ定メ當會社ニ届置クベシ若シ其届出ナキトキハ諸般ノ通知ニ關シ會社ハ其責ニ任ゼズ

第十五條 定時總會前三十日以内又ハ取締役會ニ於テ必要ト認メタル場合ハ會社ハ一定ノ期間株式名義ノ書換ヲ停止スルコトアルベシ

第三章 役割

第十六條 當會社ノ取締役ハ七名以内監査役ハ三名以内トス

第十七條 取締役ハ株式百株以上監査役ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第十八條 取締役ハ任期ヲ三ケ年トシ監査役ノ任期ハ貳ケ年トス但補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘期間トス前項ノ任期滿了スルモ定時株主總會終了マデ之ヲ伸長スル事ヲ得

第十九條 取締役ハ互選ヲ以テ社長、專務取締役及常務取締役各一名宛ヲ選任ス但時宜ニ依リ社長又ハ專務取締役ノ一方ヲ選任ゼザルコトアルベシ

第二十條 社長及專務取締役ハ各自當會社ヲ代表シテ社務ヲ經理ス常務取締役ハ社長及專務取締役ヲ補佐シ一切ノ業務ヲ執行ス

第二十一條 業務執行上必要ト認ムル時ハ取締役會ノ決議ニ依リ顧問、相談役、評議員各若干名ヲ置クコトヲ得

第二十二條 取締役會ハ取締役半数以上ノ出席アルニアラザレバ決議スルコトヲ得ズ

第二十三條 取締役ハ在任中其所有ノ當會社株式百株ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス

第二十四條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第四章 株主總會

第二十五條 定時總會ハ毎年六月、十二月ノ兩度トシ臨時總會ハ必要ノ都度之ヲ開ク

第二十六條 總會ノ議事ハ其定時タルト臨時タルト問ハズ豫メ株主ニ通知シタル事項ノ外他議ニ涉ルコトヲ得ズ

第二十七條 株主ノ議決權ハ一株ニ付一箇トス但シ百株以上ノ株式所有者ノ議決權ハ百株ヲ超過セル株式總數ヲ更ニ一箇トス

第二十八條 株主ガ代理人ヲシテ議決權ヲ行ハシムルトキハ必ズ當會社ノ株主ヲ以テスルコトヲ要ス

第二十九條 總會ノ議長ハ社長又ハ專務取締役之ニ任シ若シ事故アルトキハ他ノ取締役之ヲ代理ス

第三十條 總會ノ決議ハ出席株主議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ裁決ス

第三十一條 總會ニ於テ議決シタル事項ハ決議録ニ記載シ議長及出席株主貳名以上之ニ署名捺印スルモノトス

第五章 計算

第三十二條 當會社ハ毎年五月、十一月末日ヲ以テ決算期トス

第三十三條 毎決算期間ニ於ケル總收入金ヨリ營業上ノ諸經費及損失ヲ控除シ其殘額ヲ純益金トシ左ノ

標準ニ據リ處分ス

- 一、法定積立金 百分ノ五以上
- 一、準備積立金 百分ノ五以上
- 一、従業員扶助積立金 若 千
- 一、役員賞與金 若 千
- 一、株主配當金 若 千
- 一、後期繰越金 若 千

第三十四條 利益配當金ハ毎決算期ノ末日ニ於ケル株主ニ之ヲ分配ス但貳ケ年間之ヲ講求セザルトキハ當會社ニ歸屬スルモノトス

第六章 附則

第三十五條 當會社ハ第一期ノ計算ニ限り次期ノ計算ト合併シテ之ヲ爲スコトヲ得但此場合ハ定時總會ヲ開催セザルモノトス

第三十六條 當會社ノ負擔スベキ創立費ハ金一千五百圓以内トス

第三十七條 當會社ノ株式ヲ引受ケントスル者ハ當會社ノ所定ノ株式申込書正副二通ニ一株ニ付五圓ノ證據金ヲ添ヘテ申込ムベシ

前項ノ證據金ハ株式拂込金ニ通算ス若シ一定ノ期間内ニ於テ拂込ヲ了セザル時ハ株式申込權ヲ喪失シ

證據金ハ當會社ニ於テ違約金トテシテ徵收ス

本定款ニ規定セザル事項ハ凡テ現行法令ニ依ル

(三) 株主

株式會社を創立するに必要な三つの要素の内、發起人と定款との二つは如上説明した通りのものであるが、如上の二つだけではまだ株式會社の創立には充分でない。其上に株主が加はらなければ駄目である。

然らば株主とはどんなものか。

これを簡単に云へば、株主とは會社の總資本金に對する出資者の總體を指すのである。即ち會社存立の基礎なのである。

そして株主は會社に對して權利と義務とを持つてゐる。その權利と義務とを株主の方から云ふと社員權と云ひ、會社の方から云はせると株主の權利義務で

その株主の権利義務の持分を株式と云ふのである。

それから會社の株式を所有するには一定の規則はなく誰でも構かまはないので、婦人でも男子でも小供でも誰でもよいのである。然し資金を出すことが株主となる前提条件なのだから、株金を拂込む力のない者はどんな偉い人であつても株主となることは出来ない。

また株主は如何に變動しても差支へないもので、法律はむしろ株主の變動をすゝめてゐる位である。それは株主を經濟界の趨勢に應じて自由に轉々せしめて、會社をして經濟界の共有とさせやうと云ふ主旨からである。(株主に就ての悉しい事は株主の権利と義務の項に於て説明する)

右の三つの要素、即ち發起人と定款と株主とが定めれば、それで會社は内部に於て創立されたものとなるのである。それが會社に存在の權利を主張し得るやうになる爲めには次に述べる形式を踏まなければならぬのだが、其前に創立

に就ての二つの形式があるから、それを述べる事にする。

第三 會社創立の二形式

實業家の産み出す會社にしる、或は會社屋の生み出す會社にしる、發起人が出來て、定款が出來れば、今度は定めた資本金を得て愈々會社を具體的に作り上げなければならぬ。

その資金を募集して、即ち株主を得て、具體的に會社を創立する形式に二つある。その一つは發起創立或は同時創立と云ふので、その二は募集創立或は漸次創立と云ふのである。右の二つの創立形式を簡單に左に述べて見やう。

(1) 發起創立

發起人は會社の創立者として幾らでも其株を必ず引受けなければならぬこと

は前にも述べたが、發起人が全株を悉く引受ける時は、それを發起創立或は同時創立と云ふのである。

即ち此場合には會社の出資者は既に確立したのだから、他から改めて出資者を求める必要はない。會社は魂を得たので、内部では其會社は成立したわけである。

此會社を社會に存立させるには、第一回の拂込をして、創立總會を開き、登記をすればよいのである。

若し發起人が眞に事業をすることを目的とするならば、此發起創立の方法を採るので、設立も簡單である。

(ロ) 募集創立

發起創立は右に述べたやうに頗る簡單であるが、今日我國で會社を作る連中

の多くはこの形式を用ひないで、こゝに説明しやうとする募集創立の形式をとるのである。

何故募集創立の形式を選ぶかと云へば、この形式で會社を作れば發起人が儲かるからである。

募集創立と云ふのは、全株數の内一部分を發起人が引受け、他の残りの部分を一般から募集する方法である。この方法はまた漸次創立とも云ふ。

この形式に依ると、先づ發起人は全株數の内一部分を自分達で引受け、他の部分内の大部分を賛成人を探しまわつてそれらの人に引受の約束をし、最後に残つた少しの部分を一般から公募するのである。

(ハ) 募集創立と發起人の儲

そして公募する時は新聞なり雑誌なりへ大きな廣告を出し、如何にも其事業

が必要のもので將來は必ず發展すべき性質を有し、利益は每期多大にある如く吹聴する。さうすると世間の人達の人氣がわつと其事業へ集つて、吾も我もと其會社の株式を持たうと申込みやうになる。従つて其株式は騰貴する。そこで發起人等は自分達の引受けた株を其高くなつた値で賣り出して、そこで差金の儲けを取ると云ふ手段なのである。

それならば始めから自分達が皆株を引受けてゐたらば反つて利益が多いではないかと云ふ人があるかも知れないが、世の中の相場は今更云ふまでもなく需要と供給とで定まるので、供給ばかり多ければ訖度値段は安くなるものである。それと同じく、發起人が皆株を持つてゐて、一時にそれを賣り出せば、賣り物の多い結果、即ち供給の多い結果、其株は反動として安くなつてしまふ。それでは儲かるどころか損をしなければならぬ。

それ故、自分は先づ小部分の株を持ち、發起人の數を増して、發起人全體と

しては相當の數を持つと云ふやうにして、株を釣り上げて然る後儲けるのである。

然し發起人はそんな事をしなくも、發起人の特別利益と云ふもの又は創立に盡した特別の報酬と云ふものがある筈だから好からうと云ふ人もあらうが、そこには又事情がある。

と云ふのは、發起人の特別利益とか特別報酬とか云ふものは定款に書き示さなければならぬものであるから、さう莫大のことは書けない。莫大の發起人特別利益を書き出せば、株主が承知をしない。そこで定款へ書くにしても小さな特別利益にしておき、實は自分達の引受株を賣つて差金を儲ける手段を講じるのである。

この一般に株式を募集する時の募集方法とか申込期限とか或は募集條件とか云ふものに就ては別に法律上の規定はないから、發起人が随意に規定してよい

のである。

其募集方法は今日多くの場合新聞紙上で募集するやうになつてゐる。其他發起人は口頭で知人を勧誘もする。

第四 株式募集の形式

愈々會社を創立することに決定して、發起人がその全株數を引受ける發起創立の場合は、株式を他から改めて募集する必要はないのだから、何の面倒もないが、發起創立でなく、募集創立の場合は株式を他から募集しなければならぬから、其方法を講じる必要が起つてくる。

そしてこの募集創立の場合だと、其募集方法の上手下手に依つて、株式引受申込の數が大變異ふから、發起人等は一審この募集手段に付ては頭を悩ますのである。

尤も株式募集は新設の時ばかりではない。會社が増資をして増資新株を募集する場合もある。然し其募集方法は新設の時と大同小異で、矢張り募集方法の上手下手に依つて申込の數が異ふから、會社當局者は其方法に就て一番心配するのである。其方法の内今日一番廣く使用されるものを次に説明する。

(1) 株式申込勧誘方法

株式募集の方法の内今日最も廣く行はれてゐるのは新聞廣告である。

新聞廣告には二つの方法がある。

其一は新聞の廣告欄に大きく募集廣告をする方法で、近頃毎日の新聞を見ると屹度一つや二つこの募集廣告が出てゐる。

其二は新聞の經濟欄に記事廣告をするので、この記事廣告の方は一寸見ただけでは廣告とは思はれない。

先づ一の廣告欄の方へ出す募集廣告に就て云ふと、此方は發起人等が廣告文章や形式を作つて新聞社なり雑誌社なりの廣告部へ申込むので、廣告文を作るに骨を折るだけで、廣告を出すに云ふことに就ては面倒はない。此方法で苦心する處はどうして投資家の心を引付けやうかと文章趣意の組立などに骨を折るだけである。この方法の内容は大體次の章の新設會社募集廣告の例を見れば分かることと思ふが、大抵其形式は一致してゐて、先づ最初に會社設立の趣意を書き立て、事業の特長とか、事業の特色とかをその次に書き並べる。無論それらは實に堂々たるもので如何にも有望らしく利益がありさうに見えるやうに書いてある。

それから最後に株式の一部を公募に附する理由が書いてある。その理由も大抵定つたもので、發起人及び賛成人で大部分の株式は引受け済みになつたが、かゝる有望有利の株式を一般の人にも分けたいのは残念だから、それ故特に其

内の幾部分を割いて公募すると云ふやうな理由である。

其公募の株式數は會社に依つて異ふが、多いのもあり少いものもある。それらは一に發起人の手加減にあるので、少數の人に多數の株を持たせやうとする時は公募の株式數を少くするのである。するとどうしても多く申込んだ人から募入決定をするのだから少數の大株主が出来ることになる。然し少數の大株主が出来ると便利もある代りに、重役は會社のことに就て常に大株主の鼻息を窺はなければならぬと云ふ不便も出来てくる。

それ故會社の方針としては大株主を少數に作るよりは小株主を澤山作る方法を探るのがある。即ちさう云ふ時には比較的多くの株式を公募するので、さうすれば十株とか三十株とか云ふ小株主も募入されることになる。すると株主總會だとか或は會社の方で何か株主に相談するとか云ふ時でも、小株主は面倒だから出席せずに委任状で重役に一切取計ひを任せる者が多くなる。さうなれば

重役としては何事も爲しよいと云ふ便利があるのである。然しそれらの事は會社の方針だから、豫めかゝる會社はかうだと決定してかゝるわけには行かない。さて其次はこの記事廣告の募集法であるが、この方は先づ新設會社なら發起人達の連名で、増資會社なら重役の名前で、新聞社なり雜誌社なりへ當て、手紙を出すので、其文言は會社創立に就て（或は會社の増資に就て）記者の御高見を拜聴したり又た當方の意見も申述べて見たいと思ふから、何日にどこそこへ御來駕の榮を得たいと云ふ招待状なのである。

さて當日席上へ新聞記者が集ると、先づ御馳走を出して充分款待する。そして歸り際に近い頃發起人の一人なり、重役なりが立つて其日招いた理由に就て又は會社の事業に就て簡単に説明をして何分の御援助を乞ふと依頼するのである。

それから愈々歸るとなつた時、土産を持たせる。土産の種類は別に定つてゐ

ない。すると記者が翌日なり翌々日なりの新聞へ短い記事を書いて呉れる。

この記事の方が何百圓と云ふ廣告料金を拂つて出す大きな廣告欄の廣告より多くの場合利き目があるので、よく近頃の會社はこれを應用する。

新聞廣告で募集する方法に次いで個人勧誘の方法がある。

個人勧誘と云ふのは我々が寄附などを友人間に勧めて歩く時と別に變りはない。即ち知人だとか地方の有力家だとか資産家だとか云ふ者を狙つて、そこへ勧誘状を差し送るのである。無論其時は勧誘状に添へて、趣意書とか目論見書とか、株式申込證、印鑑用紙などを送るのである。

若しまた新設でなく増資の時とか、或は買收して事業を繼承した時とかは前の會社なり工場なりの關係者へは全部勧誘状を送る。其他發起人なり會社關係者が自身相手のところへ出掛けていつて口頭で勧誘するのもある。

次に株式現物取引商か又は其數人から成る現物團へ募集を委託する方法もあ

る。これには最初から現物圖が一括して株式を引受けるのと、應募が不足した時不足分を現物圖で引受けるのと二方法ある。以上が今日普通行はれる募集方法である。

(四) 新設會社募集廣告の例

左に新設會社の株式募集廣告の例を掲げる。但し之は例として最近新聞に出た廣告を借用したので、この廣告の善惡を云々するのではないから其積りで見て貰ひ度い。

筑前炭鑛株式會社株式募集

配當保證年一割

設立の趣旨

今や各種工業の勃興に伴ひ石炭の需要激増し、石炭は當に世界的缺乏を告ぐるに至り、之が調節は

刻下の急務にして國家産業の興廢に關する由々敷問題なり、此時に方つて供給を潤澤にし需要の缺乏を補ふは、事業家本來の責務たるは論を俟たず、況んや將來有利有望の企業なるをや、幸ひに我筑前炭鑛株式會社は北九州に豊富なる炭田を有し、山陰の一角に莫大の良炭を藏す、此天與の寶庫を公開して聊か國家に貢獻せんと欲す

鑛區の特長

本炭鑛は福岡縣嘉穗郡桂川村大字中屋、島根縣八束郡本庄村新庄の貳鑛區合計一萬四千三百五十四坪を有し、何れも鐵道沿線にして運炭及び住友家忠隈炭坑に隣接し、九州第一種炭の産地として名あり、島根鑛區も亦山陰唯一の石炭産地にて、中屋鑛區の如き現に盛んに稼行し居り、採炭は悉く賣約あり、新興の會社なりと雖も實質上既設の會社と異なら

す創立と同時に利益を擧げ得るは一點の疑義なし。

炭層及炭量

中屋鑛區は一の斷層なく目的採收層は小石三尺層本五尺層下四尺層、草三尺層、尺無層等凡て五層あり、島根鑛區は主要炭層を第三層とし、第一層一尺六寸、第二層三尺、第三層二尺七寸あり、其含有炭量は中屋鑛區三百五十二萬八千五百八十一噸、島根鑛區一千〇五十萬噸を埋藏す。

本鑛の權威

中屋鑛區は目下稼行中にして現在採炭の全部は九州製紙株式會社に賣約濟にして將來擴張に伴ふ増加は大阪唯一の石炭商今西商店と特約せるを以て、全部同商店に於て販賣す可く、島根鑛區の販路は石炭採掘殆んど皆無の山陰道にありて需用頗る廣汎なれば、各地方争うて使用すること明瞭なり、之れ當會社の一大權威として誇る處、斯の如き確固たる販路

を有するの一事は經營上絶大の武器と云ふべく、投資事業中當會社の如き安全確實なるは蓋し異數なり、以て本炭鑛の價值を推知するに足らむ。

配當の保證

本鑛は會社組織以前既に營業を開始し居れるものなるが故に、初期の決算年度より直ちに相當の配當を行ひ得べきも、株主諸氏に危懼の念なからしめんが爲め特に賣坑主は一割の配當保證を爲し、本鑛の益々確實なることを明かにせり。

募集の理由

既に株數四萬株は發起人賛成人に於て殆んど滿株に達せるも、發起人等は最も信賴す可き炭鑛により、我國工業界に一大福音を傳ふる國家的事業の汎く江湖に知悉されんことを希望し、内五千株を割きて一般募集に附するを決せ

り、庶幾は發起人の微衷を諒せられ速かに應募あらんことを

筑前炭鑛株式會社

阪本彌一郎

指田傳助

松浦五兵衛

澁谷正吉

發起人總代

募集要項

一、資本金總額 金貳百萬圓

一、壹株の金額 金五十圓

一、募集株數 五千株(四萬株ノ内三萬五千株ハ發起人、賛成人ニ於テ引受濟)

一、申込證據金 一株ニ付金貳圓五十錢

一、第一回拂込金 金十二圓五十錢(申込證據金併算)

一、申込期間 大正八年十一月廿二日ヨリ廿八日迄

但朝鮮、滿洲、臺灣、樺太ヨリノ申込ハ十一月三十日迄
應募株數超過ノ場合ハ發起人ニ於テ適宜決定ス

一、募入方法

發起人氏名 (順序不同)

大坂 今西林三郎 靜岡 松浦五兵衛
東京 長島 弘 大阪 坂本彌一郎

和歌山	正金貯蓄銀行	富山	富山銀行
名古屋	愛知銀行	山形	兩羽銀行
静岡	三十五銀行	青森	青森商業銀行
掛川	掛川商業銀行	巖手	第八十八銀行
同	愛知銀行支店	岡山	二十二銀行
濱松	西遠銀行	尾道	六十六銀行
岡崎	額田銀行	廣島	廣島商業銀行
沼津	三十五銀行支店	同	後藤田銀行
豊橋	愛知銀行支店	高知	高知銀行
山田	百五銀行支店	長崎	十八銀行
四日市	左右田銀行支店	札幌	北海道銀行支店
津	四日市銀行支店	福岡	福岡銀行
古河	古河銀行	福岡	福岡銀行

東京市京橋區元數寄屋町一丁目三番地

筑前炭礦株式會社創立事務所

(電話新橋長二三七二番)

(八) 増資募集廣告の例

帝國火災保險株式會社増資株募集

△當會社は全國農行銀行の重役、株主と密接なる關係を有し、全國の農工銀行頭取全部は、當社の取締役、監查役又は相談役なり。

△當社の(明治四十五年創立)保險契約高は最近左の通り迅速の發展をなしつゝあり。

大正五年度末	九千六百萬圓
大正六年度末	一億三千三百萬圓
大正七年度末	一億九千一百萬圓
大正八年度末	三億八千萬圓

△當社は前年度一割の利益配當をなしたり、増資後は資本收益のみにて一割以上の配當に當るを以て、之に營業利益を加ふれば此後の配當は一割五分、二割以上にも達すべし。
△當社は火災保險の外に、更に海上保險、運送保險の兼營にも着手し、又海外發展につきても目下着々準備中なり。

社 長 小 原 達 明

專務取締役 稻 茂 登 三 郎

折 田 兼 至

山 本 光 秀

(廣島農工銀行頭取)

(土佐農工銀行頭取)

取 宇佐美 敬三郎

監 雨 森 菊 太 郎

(千葉農工銀行頭取)

(京都農工銀行頭取)

締 大谷 吟右衛門

查 一ノ倉 貫一

(兵庫農工銀行頭取)

(岩手農工銀行頭取)

役

弘世正二郎

役

(大阪農工銀行頭取)

相談役 全國の農工銀行頭取全部

募 集 要 項

一、増資金額 五百萬圓 (總資本金一千萬圓也)

一、募集株數 貳萬株 一株ノ額面金五十圓也

第一回拂込金十二圓五十錢也

一、申込價格 一株ニ付キ額面超過金二十圓以上

(但單位十錢)

一、申込期限 十一月廿七日ヨリ十二月三日迄

一、申込證據金 一株ニ付キ 金五圓

遠山芳三商店
 廣瀬太橋商店
 横濱株式現物團
 上甲信弘商店
 矢島善七商店
 名古屋株式現物團
 後藤新十郎商店
 木村又三郎商店
 村瀬周輔商店
 愛知信託株式會社
 合名會社名坂商店

京都株式現物團
 會野作太郎商店
 大坂株式現物團
 株式會社黑川商店
 株式會社野村商店
 株式會社高木商店
 株式會社竹原商店
 神戶株式現物團
 澤田善一郎商店
 吉田金太郎商店
 大村清七商店
 魚住悅五郎商店
 藤井忠兵衛商店

一、募入決定方法
 一、額面超過金拂込期日
 一、第一回株金拂込期日

額面超過額ノ多キモノヨリ漸次募入
 シ、同價格ノモノハ案分ニ依ル
 大正九年一月十日

▲株式申込取扱所

東京現物團
 株式會社山叶會
 山一合資會社
 株式會社角丸會
 東京株式現物團
 帝國證券信託株式會社
 株式會社徳田商會
 小布施新三郎商店
 村上賢二商店

高井治兵衛商店
 株式會社織田會
 望月軍四郎商店
 南波禮吉商店
 山中清兵衛商店
 川北商
 鈴木圭三商店
 片岡辰治郎商店

○株式申込及拂込金取扱所

帝國火災保險株式會社(東京市麴町區内幸町一丁目三番地)

東京	第一銀行	大阪	浪速銀行
同	三菱銀行	同	山口銀行
同	十五銀行	同	三十四銀行

(二) 申込證據金

新募集の時にしても増資募集の時にしても、其募集廣告の内には必ず株式申込みをする者は申込と同時に申込證據金を拂込まなければならぬ事になつてゐる。

然しこの申込證據金と云ふものは法律上の規定でかうさせるのではなく、申

込證據金を取ると取らぬとは發起人の随意なのである。

けれども大抵の場合發起人は申込證據金を取ることにする。それは何故か。

元來申込者に申込みと同時に證據金を拂込ませるのは、申込者が株式引受の申込みをしておいて、愈々其引受けが決定した時に、第一回の株金拂込を怠るとか拂込みをしないとかした時に、其人の證據金を以て其損害を埋めるためなのである。

それ故愈々第一回拂込を命ぜられた時に、株式申込者が假令その申込みを取消したとしても證據金は返済して貰ふわけには行かないので、第一回株金の拂込みを怠るとかしないとか云ふ場合も同様である。

それならば株式引受けを申込んだ者が、應募者が多かつた爲めに其引受けを拒絶された場合、即ち折角申込んだが株式を引受けることが出来なかつた時は其拂込んだ證據金はどうなるかと云ふに、勿論さう云ふ時は發起人から其證據

金は返して呉れるのである。

返しては呉れるが、此場合はそれに對する利子は附けて呉れない。何故と云ふに、證據金と云ふものは前に述べた通り、申込者の不徳行為に對する損害豫防の意味で徴收するのであるから、出した以上は發起人に其利用は任せたと見なければならぬ。従つて證據金に對する利子は會社の方で取つてもいいので、證據金を返す時にこれを申込者に附ける必要はないことになつてゐる。

この申込證據金は普通第一回株金拂込みの時に、その中へ合算することになつてゐる。例へば一株五十圓の株金で、申込者は株式引受申込みと同時に二圓五十錢の申込證據金を拂ひ、株式引受けが決定して第一回の株金拂込み十二圓五十錢（一株金額の四分の一）を會社から要求された時は、證據金の二圓五十錢を十二圓五十錢中に加算して、實際は十圓を拂込めばいいのである。

若し又た會社が設立しなかつた場合にはどうなるか、無論此時も證據金は拂

込んだ人に返されるに定つてゐる。然し其時も利子は附けないのが普通である。

この證據金に對する利子の問題は法律家の間にも種々の議論があるやうではあるが、法律上の議論としても利子を附けなくもいと云ふのが多い。のみならず今日迄の習慣上利子を附けないことになつてゐるからこゝには法律上の議論は省くことにする。

第五 會社成立の證據

新會社が株式の募集をして、それから其會社が會社として成立したと云ふ事になる爲めには、(一)株式の引受けが確定して、(二)第一回の拂込みを完了し、(三)創立總會を開いて重役を決定し、(四)會社の登記をしなければならぬのである。

以上の四つの手続きが相違なく完了した時始めて會社は完全に成立したので以上の四つの手続きはどれも省くことは出来ないものである。以下右の四つに

就て簡単に述べて見やう。

(一) 株式の引受け

株式募集の廣告を見た人なり又は個人的に株式の引受けを勧誘された人なりが、その株式を引受けやうと思ふ時には、先づ發起人の作つた株式申込證書に自分の引受けやうと思ふ株式の數と、其株式が額面以上の發行の時は其額面以上の引受價格を記載して、之れに署名し捺印し、三錢の収入印紙を所定のところに貼つて消印をし、この同じ方法のものを二通作つて、印鑑用紙に實印を捺して住所氏名を記したのと一緒に、申込證據金を添へ、募集取扱所に呈出するのである。すると取扱人から領收書を呉れる。

さうして株式の引受けが所定の期日に所定の數に達すれば、發起人が株式の割當てを行ふのであるが、此割當の時に大抵は申込んだ數と異つた數にされる。

これは申込數の方が募集の數より多い場合で、即ち五千株募集してゐる時、一萬株の申込があれば、全部の申込者に申込數だけ分け與へることは出來ないから、申込數よりも減じて割當てるやうになるのである。大抵の場合申込數より割當數の方が少くなる。餘程前途に見込みのない悪い會社か何かで、募集株數よりも申込株數の方が少い場合でなければ、申込者に申込んだ數だけの株式は來ない。それ故申込者は豫め自分の得たいと思ふ株數よりも多く申込むやうにしてゐる。

發起人が申込株數の割當てをする方法は、大抵の場合に募集廣告に其方法を示してゐるものである。若し示してゐない時は發起人が自由に割當てを行ふものと思はなければならぬ。

其割當て方法の普通行はれるのは案分比例に依ると云ふので、それでなければ抽籤の方法に依る。申込みの順序とか、申込株數の多少とかで割當てを決定

することは先づないと考へて差支へない。

然し割當てが決定して其通知に接した上は發起人でも誰でも勝手にその數を變更することは出来ない。尤も一定の期日迄に會社が成立しない時は申込人は申込みを取り消しても差支へない。

その株式申込證は次の如きものである。

(1) 株式申込證見本

株式申込證

収入紙印三

一 何々株式會社株式 何 株

此株金何 千 圓 但壹株ニ付金何十圓

此申證據金何百圓 但壹株ニ付金何圓

右ハ貴社定款ヲ承認シ前記ノ株式引受申度此段申込候也

但第一回株金拂込ヲ履行セザルハ前記ノ申證據金ハ貴社ノ所得ニ歸シ返戻セラレサル事ヲ承諾仕候也

年 月 日 住 所

申込人 姓 名 印

何々株式會社發起人御中

切取線

一、商 號 何々株式會社

一、目 的 何 々

一、資 本ノ總額 金何千萬圓

一、一 株ノ金額 金何十圓

- 一、取締役ノ有スベキ株數 何 株
- 一、本店所在地 何 々
- 一、會社公告ノ方法
所轄登記所ノ公告スル新聞紙一種
以上ニ掲載ス
- 一、會社存立時期 會社成立ノ日ヨリ何十個年
- 一、會社負擔ニ歸スヘキ設立費用 金何萬圓
- 一、會社ガ何年何月何日迄に成立セサルトキハ株式ノ申込
ヲ取消スコトヲ得

發起人が引受ケタル株式ノ數
何 千 株 住 所 姓 名
同 同

發起人が株式申込みに對し株式の割當てを決定すると、直ちに第一回へ拂込
みを請求してくる。その時申込み人は發起人の定めた期日内に株式の拂込みを
完了しなければならぬ。

若し額面以上の超過金を以て募集した時には、其額面以上超過金も株金と一

(二) 第一回拂込

株式申込證據金及株金拂込取扱場所 同 同
何 々 銀行 同
何々株式會社創立事務所

緒に拂込むものである。

此第一回拂込金額は株式額面金額の四分の一以上で、若し額面金額が五十圓以下のものである時は、其全額を一時に拂込まなければならぬ。これは商法の規定である。

そして此第一回の株金拂込みは必ず金でなければならぬ。他のものでは不可ない。但し發起人が現物出資をするのは別である。

また申込者が會社に對して債權を有してゐて、それで株金の拂込みと相殺すると云ふやうな事も許されない。或はまた金錢以外の手形と云ふやうな稱類を以て拂込むことも出来ない。

次に株式引受人が發起人の定めた期限内にその第一回の拂込みをしない時は發起人は二週間以内の期日を定めて其期間内に拂込むべき旨、及び其期間内に拂込みをしない時は株式引受けの權利を失ふことを通知して来る。此場合拂込

みを怠つた引受け人は拂込未済金額に對して日歩を取られるのが普通である。

若し右の如き通知を發起人から發しても、尙ほ且つ引受け人が株金の拂込みをしない時は其引受け權利は當然消滅し、それに依つて會社なり發起人なりの蒙つた損害に對して賠償金を取られる。これも商法の規定した發起人の權利である。

そして權利の消滅した株式は發起人が引受けるか、又は他に別に引受け人を募集することになる。第一回の拂込を怠つた者に對しては法律は嚴重に取締るので、これは一度株式引受けを申込んでおいて、後に株式の引受けをしないと云ひ出す者があつたりして、會社の成立を妨げ、善意の第三者に損害を與へてはならぬから、かくは嚴重に規定してゐるのである。

(三) 創立總會

第一回の株金拂込みが完了すれば、發起人は直ちに創立總會を開會しなければならぬ。

創立總會は株式引受け株主を招集して開くので、總會の成立は株式引受人の半数以上、資本金額の半額以上に當る出席者がなければならぬ。但し委任狀に依る者も出席者と認めるのである。

創立總會に於て決議すべき議事は、豫め招集通知書に記載しておくもので、商法の規定した創立總會の事項は

- 一、發起人の報告
- 一、取締役監査役の選任
- 三、取締役監査役の調査報告

の三事項で、一の發起人と云ふのは、會社創立に關する諸種の事務を株式引受人に知らせる爲めで、普通個條書きにして發起人の一人が讀み上げることにな

つてゐる。株主はこれに對して疑ひあれば幾らでも質問してよいのである。

二の取締役及び監査役の選任と云ふのは、將來會社の實際の事務を執行する擔當をするところの取締役及其監査をする監査役を選任するので、これは株主一般からの投票に依るか、創立總會席上の座長になつた人に一任するか、其時の都合でどつちでも隨意である。然し發起人の仲間では大抵誰々を取締役に、誰々を監査役にしやうと云ふことは前以て決定してゐるもので、それ故座長一任となれば直ちに座長は誰々と指名をする。

三の取締役及監査役の調査報告と云ふのは、會社の設立に關して調査した所を報告するので、即ち株式總數の引受人があつたか否か、又各株に付き第一回拂込が無事に済んだかどうかと云ふ事、及び發起人の特別利益、現物出資、設立費用、功勞金等が適當であるか否か等に對する調査報告である。

取締役及監査役が發起人の中から選任されたとする、右の調査報告をその

取締役なり監査役なりがすると、自分のしたことを自分で調査し報告すると云ふ批難が起らぬとも限らない。若しさう云ふ場合は検査役を株主中から選任して、別室で直ちに發起人等の行爲を調査することも出来る。それは株主中から申出があつて、株主の過半数がそれに賛成すれば實行出来ることである。

以上の外其會社々に就て種々の議事があらう。それら一切の事が決議し終れば、それで株主總會は無事終了したので、會社はこゝに内部的に成立したわけである。此時から今迄の創立團體であつたものは、こゝに獨立の人格を有する一個の立派な株式會社となるわけである。

あとは法律上の登記をすればよい。

(四) 會社の登記

株主總會が濟んだならば、會社は登記をしなければならぬ。登記が濟まない

内は社會上の獨立した存在はないのである。

登記は會社成立の日から、若し官廳の許可を要する時は其許可書の到達した日から二週間にするのである。若し此期間内に登記の手続きをしなければ過料に處せられる。

株式會社の登記は總取締役及監査役の申請を要するので、それには左の書面を添付するのである。

- 一、定 款
- 二、株式引受を證する書面
- 三、株式申込證
- 四、取締役及監査役又は検査役の調査報告書及其附屬書類
- 五、検査役の報告に關する裁判ありし時は其謄本
- 六、發起人が取締役及監査役を選任したる時は之に關する書類

七、創立總會の決議書

そして此登記は本店の所在地である。尙ほこの登記事項に就ては、各種の會社に依つて一様でない、種々異なる點もあるが、それらは法律の規定を見れば分ることであるからこゝには省略する。以上の四つ、株式の引受、第一回の株式拂込、創立總會登記が済めば會社は成立したと云ふ事が出来るのである。

第六 會社に必要な機關

成立した株式會社は一個獨立した法人であるから、必ず其行爲に機關が必要である。商法がそれを定めてゐる。

其一は株主總會で、第二は取締役、第三は監査役である。

株主總會と云ふのは會社内部の最高機關であつて、會社に關する一切の事柄

はこの株主總會の決議に待たなければならぬもので、全體の株主から組織されるものである。

取締役と云ふのは、法令或は定款、又は株主總會の決議に従つて會社の實際業務を執行して行くと同時に、外に對しては會社を代表する機關である。

次に監査役と云ふのは、常に取締役の營業上に於ける行動を株主總會に代つて監督したり、會社の財産狀況、會社の利益處分等を監視したりするのが其役目である。

以下右の三者に付き細かく述べやう。

(1) 株主總會

株主總會には定時株主總會と臨時株主總會との二種がある。

定時株主總會と云ふのは定款及び法律の定めるところに従つて決算期毎に取

締役が必ず招集しなければならぬものである。即ち年二季に配當をする会社では年二回招集する。年一回のところでは年一回必ず招集するので、少くも年一回の株主總會は必要である。

定時株主總會の目的は通常取締役から提出した書類及び監査役の報告を調査し、其期の利益分配案を決議するのであるが、其他の問題に就て論議し決議するものも隨意である。

臨時株主總會と云ふのは、定期株主總會の時期以外の時に臨時に株主と相談し決議する必要が起つた場合に招集するもので、定時總會と同じく招集するのは原則として取締役である。

臨時總會を招集する場合は

- 一、取締役が必要と認められた時
- 二、会社が資本の半額を失つた時

三、資本の十分の一以上に當る株主が總會の目的事項と理由を記した書面を取締役に差出した時

四、監査役が必要と認められた時

五、裁判所の命令があつた時

の場合で、かゝる時は取締役は二週間以内に株主に向かつて招集通知状を出さなければならぬ。その通知状には會議の目的事項を明記しなければならぬ。若し其手續きが相違してゐる時は其株主總會は無効となる。

株主總會に於て株主は議決権を持つのだが、その議決権は一株につき一個が固有権である。この議決権は拂込金額の多少などには關係がない。例へば五十圓の親株に對しても、二十五圓の新株に對しても同じであれば、全額拂込済みの株式所有者に對しても四分の一拂込みの株式所有者に對しても同等なのである。

然し法律は大株主の横暴を壓へる爲めに、十株以上の株主に對する議決権は制限することが出来ることになつてゐる。さうしないと小株主は少い議決権しか持つてゐないのに、大株主ばかり議決権を多く持つてゐて小株主を壓迫し横暴を極める心配がある。そして普通十株以上の株主に對しては、十株迄は一株につき一個の議決権を與へ、十一株以上に對しては五株に一個とか十株に一個とかの議決権を與へるやうになつてゐる。

株主はこの總會に自身出席するのが本當であるが、出席することの出来ない場合は、委任状をつけて代理人をやつても差支へない。委任状のある代理人は株主として議決権を持つのである。この委任状は總會招集の通知狀に添へてある。

(口) 總會決議の方法

株主總會の議事を決議する方法は定款の規定に依るのである。

普通定時總會の時は、總會の開期一ヶ月間株式の名義書替へを禁止し、株主の移動を防ぐやうにする。それから總會の日の一週間前に取締役は監査役の手元へ

- 一、財産目録
- 二、貸借對照表
- 三、營業報告書
- 四、損益計算書
- 五、利益分配案を提出する。

監査役はその書類を調査して、自分の意見を附し、總會の席上で調査した結果を株主の前に報告するのである。

株主はまた取締役の作つた右の財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書、利益分配案等に對し調査して決議するので、株主の半数以上、資本金額の半額以上の出席者がそれを承認すれば茲に始めてそれらの調査利益分配案等は有効となるのである。

但し商法の規定に依つて、特別の利害關係を有する者は其議決權を行使し得ずとある。例へば一株主が其會社と取引關係を有するとか或は取引を開始しやうとか云ふ時、それに就て總會席上で協議する事は出來ないのである。又取締役とか監査役とかの選任とか改選とか云ふ時に、その取締役及び監査役は其改選とか選任とかの決議に加はる事は出來ない。尤も其議事に就て自分の意見を述べることには自由である。

(八) 取締役

取締役は前にも一寸述べた通り、外に向かつては會社を代表する機關であるし、内に對しては會社業務の執行員である。そして株主總會の決議に依つて選任されるのである。

取締役となるには内國人でも外國人でもそれは構はない。また一株以上の株主であれば取締役に選任される資格を有する。

但し特種の性質を有する會社では取締役となる人の持株に何株以上と云ふ制限を附することになつてゐる。然し實際には何れの會社でも定款で取締役になる者は何株以上の株主でなければならぬと云ふ規定を設けてゐる。これは取締役と云ふ者は會社と非常に密接な關係を有するものであるから、一株や二株の株を持つてゐる者が取締役となつて、會社の利害も碌に考へずに業務を執行されては困るので、會社の利害と密接な利害を有してゐる大株主中から取締役を選任するやうにする爲めである。

取締役の任期とその数については法律が其最長年期及び最小数を定めてゐる。即ち取締役の任期は三年以下で、三年経てば辭任せなければならぬ。但し株主總會の決議で再任されれば再び取締役となることは差支へないのである。

またその数は三人以上と定められてゐるから、三人以上五人でも七人でも構はない。大抵の會社は實際業務を取る二三人の取締役の外、看板として他に三四名の取締役をおくので、取締役の数は五七名の間を下らないのが多い。

任期中でも、若し取締役が不適當だとか、或は不都合の事をしたとか云ふ場合は、株主總會でこれをやめさせる事も出来るのは無論である。

それから又た取締役自身から辭任を申出ることとも隨意である。但し辭任しても、その後を引受ける取締役が出来るまでは依然として取締役の権利もあれば義務もある。

取締役は會社の業務を執行するのであるから、會社に對して常に忠實でなけ

ればならない。會社の名を利用して、自分の利益を貪ることなどは許されない。

それ故法律では取締役が自分の爲めとか第三者の爲めに會社の營業に屬する行爲をしたり、自分の會社と同種類の他の會社の無限責任社員となつたりすることを禁じてゐる。但し株主總會でこれを許すと決議した時は構はない。

左に取締役に對する商法の規定をざつと挙げてみると、

(一) 取締役は右に述べた以外に自分又は第三者のために自分の會社と取引をしやうとする時は、監査役の承認を経なければならぬ。

(二) 取締役がその職務を執行するには法令、株主總會、定款の決議を守り、善良な管理者として注意を怠つてはならぬ。

(三) 取締役が任務を怠つた爲めに會社に損害を及ぼした時は、取締役は會社に對し連帶して損害賠償の責任を持たねばならぬ。

(四) 取締役は定款で定めた株数を監査役に供託しなければならぬ。

(五) 取締役は無論報酬を受ける権利があるが、それは定款に定められたところに従はねばならない。もし定款に定めてない時は、株主總會の決議に依つて其額を定める。

(二) 取締役の仕事

取締役は前にも述べたやうに外に對しては會社の代表となり内に對しては業務執行機關となるのだから、其仕事は謂はゞ會社の全體に對しての仕事をするわけである。然し茲に商法が特に取締役のする仕事として三つの事を規定してゐる。それは左の三つである。

(一) 株主總會の招集

- (イ) 毎年一回以上一定の時期に定時株主總會を招集しなければならぬ。
- (ロ) 臨時に招集する必要が起つた時、又は資本の十分の一以上に當る株

主から臨時總會を開く必要があると云ふ理由、目的を記した書面を受け取つた時には臨時株主總會を開かなければならぬ。

- (ハ) 會社が資本の半額を失つた時は直ちに臨時總會を開かなければならぬ。

(二) 書類帳簿の整理と提出

- (イ) 定款株主總會の決議録を本店支店に備置き、株主名簿、社債原簿を本店に備置き、株主及び債権者から請求あつた時は之を見せなければならぬ。

- (ロ) 定時株主總會の一週間前に財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益分配案を監査役に差出さなければならぬ。これは總會の當日監査役の承認報告書と共に總會へ提出して株主の承認を求め、公表しなければならぬのである。

(三) 其他

(イ) 株金、社債金の拂込みに付て正當の催告をし、又強制手段も取らなければならぬ。

(ロ) 會社の財産では會社の債務を辨濟し得ざる時には、直ちに破産宣告の請求をしなければならぬ。

(ハ) 會社が解散した時は直ちに之を株主に通知し、無記名の株券を發行した時は直ちに公告しなければならぬ。

(ニ) 定款の改正、株券、社債の發行には必ず登記をしなければならぬ。

以上の如くで、取締役の職務は非常に廣いので、何れの會社でも幾人かの取締役がそれらの仕事を分擔する事にしてゐる。取締役の中から社長を選んで會社仕事の總覽をさせ、また専務取締役を選任して日常の一切の業務をさせ、他の取締役は常務取締役として會社事業の大綱を見せると云ふやうにしてゐる。そ

れ故取締役の内でも一番實際に忙がしく、會社の仕事をするのは専務取締役である。

(ホ) 監査役

監査役も取締役と同じく普通株主中から選ぶことになつてゐるが、法律では他から選んでも差支へないことにしてある。

監査役は取締役のする仕事の間違つてゐないかどうか會社の計算などに誤りはないかどうかを監視するのだから、實際は取締役以上の人を要するので、法律はそれ故敢て株主中からのみ選ぶ必要はない、他から連れてきてもよいとしたのである。

そして其任期は二年以下としてある。これは任期を永くして、取締役とぐらになつて取締役のした悪いことも見ない振りをするやうな事になつては困るか

ら、年限を短かくしてある次第である。

また其人數にも制限がない。然しこの會社も實際は三四名の監査役を置くことになつてゐる。

また取締役は株主中から必ず選ぶ規定であるから、必ず株を持つてゐる者でなければならぬ事になるが、監査役は其會社の株を持たなくとも差支へないことになつてゐる。これも然し實際は定款で監査役は何株以上の株主でなければならぬと大抵の會社がきめてゐる。

(へ) 監査役の仕事

それでは監査役の仕事はどんなものか、これを列挙して見ると。

(一) 監査役は何時でも取締役に對し營業報告を求め、これも出来るし會社の業務の状況或は財産を調査する事も出来る。

(二) 必要なりと思へば、何時でも監査役は株主總會を招集する事が出来る。

(三) 右の如き権利がある代り監査役は取締役が株主總會に提出する書類を差出した時は、之を検査調査して、其報告を總會にしなければならぬ。

(四) また新株の發行があつた時は、新株總數の發行が間違ひなく行はれたか拂込みが正規の通り完了したかどうかを調査して、之を株主總會に報告しなければならぬ。

(五) 監査役が自分の任務を怠つた爲めに、會社に損害を及ぼした時は、監査役は其責に任じて賠償しなければならぬ。

右の如く監査役は取締役の行爲を監視し、會社の營業状態を検査する役目にあるのだから、取締役だとか支配人だとか云ふ役を兼任することは出来ない。然し會社の實際に就て見ると、どこの會社でも監査役と云ふ者はホンの義理一遍と云ふ種類の人々で、取締役は大抵實業界で相當に名もあり、腕もある人

であるのに、監査役は御隠居様と云つたやうな名も腕も人から忘れられたやうな人かさもなくば餘り世間の人も知らないやうな人物が多いのである。従つて名目は監査役であつても、實際の勢力は取締役の方がズット上で、監査役の仕事と云へば株主總會の席上で御義理一遍の報告をする位のものである。

第七 株式會社の特徴

さて右に述べてきたやうな順序と方法とで愈々株式會社が出来上つたとして一體それならば株式會社と云ふものはこれを概括してみるとどんなものであるか。

會社と一口に云ふ内には種々の種類のものがある。即ち

合名會社

合資會社

外國會社

株式合資會社

株式會社

等の種類があるが、株式會社と云ふものは、それらの會社中でもどんな位置を占めて、どんな特徴を他の會社に比して持つてゐるか。それを一括して知つておく必要がある。

以下簡単にそれを述べて見やう。

先づ種々ある他の組織の會社に比較すると、株式會社は會社組織中で一番進歩したものである。そして又一番廣く今日の社會に用ゐられてゐるものである。その特徴とも云ふべき點を見ると、これを經濟上の特徴と法律上の特徴とに分けることが出来る。

(イ) 經濟上の特徴

- (一) 株式會社は資本金を會社信用の基礎として人の信用を基礎とするものでなく、その資本金は之れを株式と云ふ小額の單位に均分してゐるから、各所に散在してゐる小資金及び遊金を集中させる便利がある。
- (二) その株式は賣買も譲渡しも自由である上に、一種の有價證券であるから其取扱ひが便利であり、且つ損害を受へることも少く、融通に非常に便利である。
- (三) また株式は株金を限度として會社に義務を負ふのみで、それ以外には何の義務もないものだから、株主は株金以上の損害を蒙る心配がない。而かも株式に對する利益は當然受けることが出来る。
- (四) 株式會社の營業は公開であるから、常に會社内部の事情をよく知つて投

資する事が出来る。

- (五) そして會社の經營者の信用を基礎とするのでなく、資本を基礎とするので、會社經營者は報酬關係で雇ふことが出来るから、いくら有用の人物でも使用することが出来る。
- (六) 個人の信用を基礎とする會社であれば、其個人が死ぬとか會社をやめるとか又は居なくなるとかすると、其會社の信用も同時に無くなるが、株式會社はさうでなく資本團體であるから、會社經營者に變動があつたとしても會社の事業には一向差支へない。故に株式會社の事業は永續的生命を持つてゐる。
- (七) 株式會社は一國の經濟市場の共有物として、企業家と資本家の提盟を容易にし、有利な事業の發達促進をする効用がある。

(ロ) 法律上の特徴

(一) 他の會社、即ち合名會社とか合資會社とか云ふものでは、社員の出資を持分と云つて、之を他に賣るとか譲り渡すとか云ふ時は、總社員の同意を有することになつてゐるが、株式會社の出資は株式と云ふ單位に均分されてゐて、賣買譲渡しは自由である。これは株式會社の最も著しい法律上及經濟上の特徴である。

(二) 株式會社の責任は其組織上有限である。従つて其出資者の責任も有限である。即ち株主は自分の出資額を限度として、會社の債權に對しては無論のこと、其會社に對しても、それ以外には何等の義務も持つ必要がない。自分所有の株式に對する株金だけを拂込んでしまへば、其後どんな損害があつても、合名會社や合資會社の社員の如く、それに對して損失を填補する必要はないのである。

(三) 出資者は株主として、會社に權利を持つてゐるが、直接會社の經營に就

て關係することはない。株主中からではあるが、選任した取締役等の重役に經營は一任しておく。この組織も他會社と異つた特徴である。それ故出資者たる株主は日常の會社業務に就ては何の心配もする手數は要らない。而かも其利益には當然均霑する權利を持つてゐる。

右の如くであつて、株主は自分の出資した會社の營業に就て必ずしも精通してゐる必要はなく、種々の利益に就ては取る權利を持つてゐて、小資金或は遊金を運轉することが出來、頗る便利で簡單なもので、之れを要するに株式會社と云ふものは諸種の會社組織の中で一番すぐれた組織を持つてゐるものだと云ふことが出来る。

然し株式會社にも亦短所がないとは云はれない。その缺點は次の如くである。

(ハ) 株式會社の缺點

(一) 株式會社の缺點を之れを内部の方面から見ると、先づ第一には事務の敏活を缺くと云ふことである。他の組織の會社と異つて、株式會社の取締役等は株主總會だとか、監査役だとか、或は法令だとかの制肘を受けるので、營業上に就て自分の所信を敏活に實行することが困難である。従つて他の個人組織だとか合名會社或は合資會社の如く營業上の事務を敏活に行ふことが出来ない。云ふうらみがある。それ故特にと取締役には腕のある者を選まなければならぬ。

(二) 事情右の如くである上に、取締役等は自分の信用が基礎となつて會社の事業をするのではなく、報酬關係で雇はれて會社の事業を經營するのだから、直接の利害關係がない。従つて會社の事業に對して他の個人組織のものや其他直接利害關係が自分の身に及ぶ組織の會社の者に比して熱心の度を缺くと云ふうらみがある。個人組織や合名會社だとか合資會社だと云ふやうなものになると、若し事業上に不結果でも來たせば、直ぐ其損害は自分等の頭の上に及んで

くるから、各人一生懸命に事業の回復に力める。然しそれが株式會社になると損害を受けるのは株主で、取締役等は比較的損害は直接受けることが少いからさう云ふ事業不振の場合になると、互ひに其責任を他にゆづり合つて、徒らに争議を大きくすると云ふうらみがある。

(三) 其上重役達は兎もすると、自分の利益のみを考へて、會社の利益を第二にすることが多い。それが他の組織のものになると、自分の財産の管理をするのと同様であるから、利害はみんな自分に直接關係するのだが、株式會社の取締役になると、恰度他人の財産を管理してゐるやうな結果になつてゐるから、自然自分の利益のみを考へるやうになる。

(四) 其他出資者は他にあつて自分の懐が痛むわけでないから、つい資本金を大きくし、事業ばかり徒らに大きく廣くしたりする心配もあるし、事業の成功と云ふことよりは、會社の株式を引上げて、其差益を儲けやうとする方が主と

なるから、自然に投機心をそゝると云ふやうな缺點も生ずる。又發起人となつて権利株を取つて之れを賣り、勞せずして大きな利益を得やうとする結果、徒らに會社を起して投資家に損害をかけるやうな結果も生じてくる。

これらは株式會社の缺點の中でも比較的大きなものを擧げたのであるが、小さな缺點を擧げたらばまだ／＼あるかも知れない。

第八 株主の權利と義務

(1) 株主の資格

株主と成るにはどんな資格が必要かと云ふに、法律はこの點に就て別に何等の制限も規定してゐないし、また實際上から云つても、會社でもかう云ふ人でなければならぬとか、かう云ふ資格を必要とするとか云ふことは規定してゐないから、株主には女でも小供でもまたは赤ん坊でも或は無能力者でもなれるの

である。

けれども株主となると云ふことは、會社の資本金の一部を投資すると云ふことなのだから、株金を拂込むことの出来ない者は株主となることは出来ないことが明かである。これは前にも述べたことである。

但し例外として、諸種の會社にあつては、日本人以外の者は株主となることの出来ないのがある。即ち日本銀行だとか、正金銀行だとか其他法律上特に規定された種類の如き會社に在つては、外國人を株主とすることを禁止してゐる。これは外國人を株主とした爲めに、日本の金融界なり事業界なりを亂されては困るからである。また定款で特に其會社が規定して、假令日本人であつても會社の同意がなければ、株主となることの出来ない會社もある。これも會社事業を他の系統の者に亂されるのを恐れる結果、かう云ふ禁止をするのである。それ以外の會社の株主はだれでもよい。

(口) 株主の権利

株主は株式の代償として、左の如き権利を會社に對して持つてゐる。

(一) 利益利息の配當請求權

株式會社の營業の目的は利益を擧げると云ふことに在るので、株主が之れに出資するのも其利益分配を得たいからである。それ故株主は當然會社に向かつて利益の配當を請求する權利を有してゐる。

然し會社に利益のない時は、これを請求することは出来ない。また法律は會社の利益金の中から一定の法定積立金と損害があつた時はその損害^{てんば}補を強要してゐるから、假令利益があつても、それらを取り去つた後でなければ、株主は利益の配當を請求することは出来ない。

そして利益配當に就て請求の權利が株主に生ずるのは、株主總會で利益分配

案を決議した後で、株主總會で配當金額が確定した後は株主は純然たる債權者となるのである。

又鐵道とか運河とか云ふ公益的の事業を目的とする會社であつて、其工事に長い年月を要し、工事が終つて事業を開始した後でなければ株主に配當をすることの出来ない性質のものでは、開業の日まで法定利率以内の一定の利息を株主に配當することは法律で認めてゐる。但し會社が登記をしてから二年以上開業の見込みがない場合でなければこれは實行出来ない。この時も株主はその利息配當を請求する權利がある。

(二) 株券の交附書替請求權

株主は株式の引受け又は譲受けに對し、會社へ向かつて株券の發行を請求するとか書替へを請求するとかする權利がある。但し株主總會の前一ヶ月間は株券の名義の書替へを禁止することがある。かゝる特種の場合は別である。

又定款に禁止してない限りは、株式金額の拂込みをした時、無記名の株式を記名にするとか、記名式株券を無記名に變ずるとか云ふやうなことも請求することが出来る。

(三) 殘餘財産の分配請求權

會社が解散した時は、株主は會社が其債務を辨済した後で、殘餘の財産があれば、その分配を請求する權利がある。その分配額は拂込んだ株金の額に應じた割合のものである。但し會社が他の會社に合併して解散する場合は別である。

(四) 株主總會に於て株主は議決權を有してゐる。

(五) 總會の決議を無効とする宣告請求權もある。

(六) 臨時株主總會を招集する權利がある。但しこれは株主が一人では駄目である。資本金の十分の一以上の株主が集合しなければならぬ。

- (七) 取締役或は監査役を起訴する請求權がある。これも單獨では權利がない。
- (八) 會社の業務及財産狀況を検査する爲めに裁判所へ検査役選任を請求する權利がある。これも前と同じく或る法定の株主數に満たなければその權利はない。
- (九) 清算人を解任する請求權がある。

(八) 株主の義務

株主の權利は右に擧げたやうに種々あるけれども、株主の義務と云ふものは株金の拂込みをする以外には何一つない。

株主は株主總會の決議で株金の拂込みを決議し、その通知を受けた時は會社の定めた期限内に其金額を拂込む義務がある。

會社は普通株金の拂込みを二週間前に通知してくる。そして株主がもし其期

日内に拂込みをしない時は、會社はその株主の権利を奪つてしまひ、もしまた拂込みをしなかつた爲め損害を受けたとすれば株主に向かつてその損害賠償を請求するのである。また會社は株金拂込みの強制執行をすることも出来る。

もし會社が株主の権利を奪つた時は、會社は直ぐにその失權者の住所姓名、其株券の種類番號などを定款の規定した方法で公告する。

若し他から株式を買つた時、それを賣つた人が未拂込株金の拂込み通知を受けてゐて拂込まずにゐたとしたら、買つた方で其拂込みをしなければならぬのである。即ち株主は現在の株主、その株券を持つてゐる株主が、拂込みをする義務があるのである。

然しどうしても拂込みをしない時はどうなるかと云ふに、會社はさう云ふ場合その株式を競賣に附する。もしその競賣した金が拂込み金額に満たない時はその不足額だけは拂込みをしなかつた元の株主に賠償させるのである。

この拂込みをすると云ふ義務の外には株主の義務はない。けれども株主の徳義上の義務と云ふことは別である。人でも互ひに徳義上の義務は云はず語らずの間に實行しなければならぬと同様、株主も會社に對して徳義上の義務を守るべきは云ふ迄もない。

(二) 株式の賣買買入

株式は賣買することが自由である。そして賣買するにも何の面倒も要らない。唯賣らう、買はうと云ふお互ひの意思表示があればそれでよいのである。

然しこれを第三者に對抗させる爲めには、買つた人は其旨を會社に通知して株主名簿の住所姓名を自分のものに書き替へて貰はなければならぬ。

但し株式が無記名株式ならばこんな手數も要しない。それを持つてゐる事が何よりの對抗條件となるのである。

又株式は質に入れることも自由である。けれども株式を発行してゐる会社が自分の会社の株式を質入れすることは出来ない。

今日普通市場で行はれてゐる株式の買入は記名株式には名義書替への白紙委任状を添へて、之れを買入するに便利のやうにしてある。

第九 株式の性質色々

(1) 資産株

株式をその性質の上から區別して見ると、種々のものになる。こゝに云ふ資産株と云ふのもその一種である。

資産株と云つても、かう云ふ名目なづかひが定つてゐる会社の株があるわけではないが、こゝに假りにかく名づけたのである。

それならば如何なるものを資産株と云ふかと云へば、自分の財産として持つべき性質の株式を資産株と云ふのである。元來株式は利益配當を得る目的で出資したものであるから、自分の出資額に對して會社から毎決算期に利益配當を受ければそれで目的は達せられるわけであるけれども、多くの場合、それよりも株價が上つて、其差益を取るのが目的とされるから、永く持つてゐるよりは短い期間持つてゐて株價の上るのを待つと云ふのが普通である。

然しこゝに云ふ資産株はさう云ふ意味で持つてゐるのでなく、銀行へあづけておくよりも好利廻りになるし、確實の會社であれば相手も安心だしするから會社の株式にして財産として持つてゐるやうと云ふ意味で所有してゐる株式を資産株と云ふのである。

それ故さうした意味の株は第一に確實な會社の株式でなければならぬ。第二に銀行へ貯金しておくよりも多くの利益がなければならぬ。第三銀行へあ

づけておく利子と同様位の利子しか毎決算期に貰はれぬとしても、自分がその株を買った時よりも株價が將來下落せぬと云ふ見込みのつく事業會社の株式でなければならぬ。第四現在は銀行へ貯金するよりも配當は少いが、然し近き將來には銀行貯金以上の利益があり、株價も次第に年と共に上る見込みのある株式でなければならぬ。そして子孫の爲めに安心して財産として持つてゐる事の出来るやうな株式、それを資産株と云ふのである。

然らばどんな會社の株式がそれに當るか、現在の狀況から見て資産株たるべきは左の如きものである。

日本銀行株	同新株	朝鮮銀行株	同新株
正金銀行株	同新株	第一銀行株	同新株
勸業銀行株	同新株	日本興業銀行株	同新株
臺灣銀行株	同新株	第百銀行株	同新株

北海拓殖銀行株	同新株	帝國海上保險株	同新株
十五銀行株	同新株	日清生命保險株	同新株
第三銀行株	同新株	南滿鐵道株	同新株
東京農工銀行株	同新株	京濱電鐵株	同新株
大阪農行株	同新株	阪神電鐵株	同新株
京都農工株	同新株	東京電燈株	同新株
帝國生命保險株	同新株	大阪電燈株	同新株
明治生命保險株	同新株	猪苗代水電株	同新株
日本生命保險株	同新株	宇治川電力株	同新株
東京海上保險株	同新株		

等であるが、大體右に述べた四ヶ條の條件に當てはまる株式ならば資産株と云ふことが出来る。そして子孫の爲めに買つて持つてゐても損害を受けるやうな

心配はない。

將來有望の株としては都會の周圍にある鐵道會社の株、水力電氣の株、電燈會社の株等であらう。勿論これは各人の見込みにも依ることであるから、確實的に云ふことは困難であるが、右に挙げた株類は資産株の代表と云ふことが出来る。

(口) 投機株

投機株又は思惑株と云ふ。

これは將來有望であるとか、永い時期の後には好利廻りになるとか云ふのではなく、寧ろ目先きの利益、即ち目先き株價が上りさうなもの、又は現在は非常に高い株價を市場で保つてゐるが、近く下落するかも知れぬ性質を含んでゐると云ふやうな株式で、配當とか將來の株價の上下とか云ふことよりは、目先

き市場の人氣で常に株價が變動する種類の株を云ふのである。

思惑株即ち投機株の例を示せば、

鐘淵紡績株	尼崎紡績株	東京毛織株	内國通運株
日清紡績株	岸和田紡績株	日本石油株	寶田石油株
東洋紡績株	攝津紡績株	日本皮革株	明治製革株
日本郵船株	大阪商船株	東洋モスリン株	東京モスリン株
富士瓦斯紡績株	東洋汽船株	東京キャリコ株	上毛モスリン株
帝國製麻株	日本製麻株	大日本麥酒株	キリン麥酒株
大日本製糖株	臺灣製糖株	日清製粉株	富士製紙株
明治製糖株	鹽水港製糖株	東京株式取引所株	大阪株式取引所株
東洋製糖株	新高製糖株	橫濱取引所株	大阪三品株
帝國製糖株	日本毛織株	東京米穀取引所株	堂島米穀株

名古屋取引所株	京都株式取引所株	鬼怒川水力株	東京火災株
浦賀船渠株	横濱船渠株	帝國火災株	共同火災株
石川島造船株	九州水力株	横濱火災株	日本活動寫真株

(八) 権利株

世間でよく権利株と云ふことを云ふが、それはどんなものか。

権利株には二種類がある。その一つは發起人が會社創立の功勞として全然拂込みをせずに株式を取ることで、その二は株式引受けの申込人が申込んだ数だけ必ず取れると云ふ確定を得た株式のことを云ふのである。

その一の場合 即ち全然拂込みをしないで發起人が株式を取るのには、前に發起人のところで説明した通り、發起人の特別利益とか特別報酬とか云ふものである。これは然し定款に明かに書かなければ效力のないものであるが、實際に

は澤山定款に規定しないで發行してゐる會社がある。

發起人はこの権利株を取つて、株價が上るとこれを賣つて儲けるのである。株價が假令上らぬにしても、元々一錢も拂込んだものではないから、賣ればそれだけは儲かるので、早く云へば金で貰ふ代りに株式で貰ふのである。金で貰つた方が手取り早く面倒もないのだが、會社創立の際で、會社はまだ出來てゐず、會社から金を出すと云ふことは實際に出來ない。そこで金の代りに株式を割當てるのである。

然し株式だけを割當て、拂込みをしないのだから、貸借對照表を作る時にも損益計算書を作るにしても、實際の資本金が不足をしてゐて符合しないことになるから、それではまづい。一般の株價も下るわけになる。が、發起人の顔振れが立派な連中だと、その信用で株價は實際に相當の高い處まで上るものであるから、その處は巧みに何とか誤間化することも出来る。

けれどもこの意味の権利株は儲けると云ふ以外には目的のないもので、甚だ會社にとつては危険のものであるし、一般株主にとつては不都合のものであるから、近來大部世間で八釜しくなつた。多く泡沫會社を作るのもこの権利株で儲けやうとする發起人等の心理から出ることなのだから、發起人の持株は會社成立後二年間位は賣ることを禁じた方がよいと云ふ議論もあり、これは多分何かの形式で發表されるだらう。

その二、引受け確定権のある権利株は、先づ安心の保證付きの株と云ふやうなものである。即ち大抵の場合株式應募の數は募集の數よりも多くなるものであるから、百株引受けたいと思つて申込んでも多くの場合は案分比例などで引受け數を確定されて申込み數よりは少く割當てられるやうになる。そして申込人はこの割當てが決定するまでは實際自分は幾株引受けられるのか分らない。さう云ふ時君には幾株貯度やると云ふ約束が出来てゐれば非常に安心であるし

都合がよい。

然し此権利株は他へ賣るとか譲るとか云ふことは出来ないことになつてゐるとは云ふものの、實際はそれを他へ賣るとか譲るとかして、その買受人を自分の代理と云ふことにして誤間化してゐる。もしかう云ふ引受け確定の権利株を得たとすれば、まだ拂込みも何もしない内にこれを他へ賣ることが出来るから、其人は一錢の金も使はずに株價の上つただけの差益を儲けることが出来るのである。この賣買をするには然し賣買者相互の間に德義心がなければ行はれない法律上は出来ないことをするのだから、間違ひなく誤間化す爲め當事者間では一生懸命德義上でこれを破れないやうにしなければ行はれない。今日實際に行はれてゐるのは皆一種の德義心でうまく行つてゐるのである。

(二) 優先株

優先株とは他の株主に先んじて特種の権利を附與された株主の株を云ふのである。例へば利益配當を他の一般株主に先んじて受けることが出来、他の株主はこの優先株に配當した残りの部分の配當を受けると云ふ如きものだとか、又は會社が解散したと云ふやうな場合に、殘餘財産の分配權を一般株主に先んじて持つてゐるとか云ふ種類の株を云ふのである。

この優先株の發行されるのは、増資の場合に限るもので、普通の募集方法では株式を豫定だけ募集することの出来さうもない信用のうすい會社などで、この方法を用ゐて、一般の應募者をそつて集めるのである。

利益配當を一般株主に先んじて受けられると云ふこの特種權利に二つの種類がある。その第一は累積的優先株と云ふので、第一期決算の時約束しただけの配當が得られない時は、其次の第二期の決算の時それだけ埋め合せをする。第二期にも豫定の配當をする事が出来なかつたらば、第三期の時にすると云ふやうに豫定の配當を受ける迄はいつ迄でも權利があるのを累積的優先株と云ふのである。

第二のは非累積的優先株と云ふので、それは第一期の決算の時だけ他の株主に先んじて約束の配當を貰ふことが出来るが第二期からは其權利が消滅して普通一般の株主となるのである。もし第一期の時にも利益が少くて、豫定の配當をすることが出来なくても仕方がない。前の累積的優先株のやうに次期へその權利を繰りのばすことは出来ないのである。今日我國で行はれる優先株と云ふのは大抵この非累積的優先株である。

又別の方面から見て、參加的優先株と云ふのと非參加的優先株と云ふのとの二種に分つことも出来る。參加的優先株とは一般株主に先んじて約束の配當だけを取り、残りが尙ほ一般に配當するだけある時は、それにも參加して今度は一般株主と同じにまた配當を受ける權利があるので、非參加的優先株とは、さ

う云ふ権利のない株を云ふのである。

今日もよく新聞廣告などでこの優先株の募集を見るが、さう云ふ会社の現在の内情は面白くないものと見て決して間違ひない。然し將來その会社がよくなり發展するかも知れぬことは別問題である。

(本) 幽 靈 株

幽霊株とは一寸権利株に似たものであるが、それとは異つたところのあるもので、一銭の拂込みもしない正體のない株を云ふのである。

これはどんな時に生ずるのかと云ふと、会社を新設する時に生ずるのである。会社を新設する時は、發起人は先づ全部の株式を自分達で引受けて發起創立にするか、又は一部を自分達で引受けて一部を一般から募集する募集創立にするか、何れにしても此二つの内の一方法を用ひなければならぬ。

其時株が豫定通りに達しないことがある。例へば發起創立の場合に、一部は自分達で引受けられるが、他の一部はどうしても引受ける力がない。と云つてこれを一般から募集することも事情が許さないとか、或は募集創立の時に、どうしても豫定の株數に少し足りないとか云ふことがあつたとすると、そのまま会社を成立させずにはまつては發起人等はそれ迄の骨折が無駄になる。さう云ふ時發起人等はその引受人のない株を引受人があつたことにしてしまふので、即ち幽霊株を作るのである。

其方法は先づい、加減の株主を勝手に作つて全部株式の引受けがあつた如くにし、銀行なり個人なりへ事情を打ち明けて一時金を借り、それを兎も角も会社へ拂込んで、会社を成立させてしまふ。そして会社が出来たとするや否や借りて拂込んだ金を實際は居ない幽霊株主へ貸付けるとか又は預け入れると云ふ形式にして、元の貸し主へ金を返してしまふのである。

然しもつと大膽なになると、そんな手数は省はぶいて、幽霊株主が勝手な小切手を発行して之れを拂込金にし、會社成立後は一時借り込んだ金で差引拂込みなしにしてしまふ。

また初めから一人の株主(實際)もなく、幽霊株主だけで會社を作つてしまふものもある。

かう云ふ幽霊株は多く資本金額を唯看板とする銀行だとか保險會社だとか云ふ種類の會社に多い。

(へ) 水 株

水株又は水割株と云ふ。混水株とも云ふ。

かう云ふ名が起つたのは恰度酒の中へ水を割り込んだやうな、或は牛乳の中へ水を入れたやうな株と云ふ理由からで、多く米國で行はれるものである。

我國でこの水株の發行されるのは、會社の合併買収と云ふやうな時で、さう云ふ場合、先取特権のある優先株と特権のない普通株とを發行するので、特権のある優先株は何れもそれ／＼正當な株主に割當てられるが、普通株の方は一錢の拂込もしない株主に小部分を分配し大部分を發起人だとか或は合併買収に盡力した連中が分配するので、即ち正當な拂込みをした株の中へ拂込みをしないう株を——即ちロハの株を——混入する。このロハの株を水株と稱するのである。無論これは法律で禁じられてゐることであるが、時折儲ける爲めにこんな株を作るのである。

一番かう云ふ株の多く出来るのは前に述べた通り新設合併と云ふやうな場合である。例へば甲と云ふ舊ふるくからある社を乙と云ふ會社が買収して合併し、丙と云ふ別な新しい會社を作ると云ふやうな時、買収する甲の會社の純資産(資本金の合計、積立金があれば資本金と積立金の合計したもの)を實際よりは

多く見積るので、その多く見積つた分だけ水株となるのである。それ故前の例で云へば、甲の純資産が百萬圓、乙の純資産が百萬圓とすれば、乙は甲を百萬圓で買収し自分の資本金百萬圓と合併して二百萬圓の丙なる新らしい會社を起すのが正當であるのに、乙の純資産を實際以上に見積り、百五十萬圓とすれば、これを買収合併すると二百五十萬圓の新らしい會社を作らなければならぬ。即ち其時の五十萬圓と云ふものは有りもしない資産を有るものとして見積つたので、これに對する株式は水株となるのである。この水株は米國で一番盛んに大膽に行はれてゐる。

(ト) プレミアム附株

プレミアム附の株と、プレミアム發行とか云ふこともよく人の口に上ることであるが、これは割増金の株とか割増金附發行とか云ふことである。

これは事業の成功してゐる會社とか、非常にその事業が有望だとか云ふ會社で株を募集する時に額面以上の割増金を附けて募集するので、即ち或る有望な新事業を起して新らしく會社を起さうと云ふ時、その株を募集するに際して、普通なら一株五十圓が平價であるのに、特に有望だから人氣が寄つて競争的に株式の引受けを申込みと云ふところに附け込んで、五十圓以上でなければ引受けさせぬとするのである。すると募集に應じやうとする人は、自分の考へで、自分は十圓の割増金を附けて六十圓で引受けを申込みう、いや僕は二十圓の割増金、即ちプレミアムを附けて七十圓で引受けを申込みふと云ふやうになるのであるが、今日我國の會社は多くの場合に會社の方でこのプレミアムの額を定めて募集することになつてゐる。今舊くある會社で増資をするに際し、その新株をプレミアム附で募集しやうとすると、世間の人の親株に對する値付けを見て、その新株にプレミアム何圓以上と割増金を定めて募集するのである。

このプレミアム金の、即ち割増金は会社でどうするか、商法は、額面以上の価格にて発行したる時の額面超過金(プレミアム)は第一回の拂込金と同時に拂込ましむべし、而してその額面超過金は、資本の四分の一に達する迄は二十分の一以上を積立つる事を要してゐるから、積立準備金となるのである。

我國でも戦時中事業熱旺盛の時はこのプレミアム附株を發行して、非常に儲け資産を増した会社が澤山あつた。

第二編 株主の損害豫防法

第一 株式募集廣告の見方

戦争でも敵の陣容を精しく調査した方が勝つと云ふことは昔からよく云はれたことであるばかりでなく、今日迄の吾々の知つてゐる戦争に於ても實際常にさうである。

株主が投資をして損をせず思ふ如く儲かると云ふのも、その戦争と同じく、先づ何よりも投資する事業の前途とか善悪とか云ふことをよく知つてゐるか知つてゐないかに依るのである。

今新らしい事業に付て、新聞廣告で見ると、又は直接個人的に株式の引受けを勧誘されるなりした時に、うっかり廣告の文句や勧誘の人の言葉だけを信

じて投資すると、飛んだひと目に遇ふことがある。そんな時でも最初から自分でその事業に付て精しく調べてゐたのなら、自分の不明であつたからと諦めもつくが、唯人にすすめられるまゝや、廣告の文句を信じて投資したのだと、ツイ人を怨みたくなる。

そんな不結果を來たさない爲めには、豫め新事業に對する自分の見方を定めておかなければならない。それには如何なる點へ注意して新事業計劃に關する株式募集廣告を見ればよいか。

第一に發起人の顔振れ

第二に事業と時勢との關係

第三に計劃の適不適

第四に事業と資本金の關係

等々注意してみれば、大抵これなら投資して間違ひはないか、危険かと云ふこ

とは分る。若しそれらの點に注意を拂はずうっかり投資をしたりすると、元も子も無くしてしまつた上に、人の物笑ひにされるやうな酷い損害を受けることがある。以下それら注意すべき點に就て少し悉しく説明して見やう。

(イ) 發起人の顔振れ

新らしい會社が株を募集してゐる時、これに投資しやうかどうしやうかと考へたならば、第一に注意して見なければならぬのは發起人の顔振れである。

株式會社の發起人は法律で七人以上と定められてゐるが、どの會社でもいさなり七人なり七人以上なりの人が意見一致して發起人になると云ふことは事實あり得ることではない。

大抵會社を作らうとする時は、此書の最初にも書いた通り、實業家が生み出す順序にしても、會社屋の生み出す順序にしても、二三人の人が話し合つて、

大體これなれならよからうとなつて、それから知人等に相談して發起人なり賛成人なりの顔振れを作るのである。従つて發起人として顔を並べてゐる人々の内にも、自然その中心人物と云ふ者が二三人ある筈である。それを先づ知る必要がある。

その中心人物を知つたならば、その人々は果して如何なる心持でその事業を發起したかと云ふことを知る必要がある。

天下には随分唯金を儲けてしまへば、後は野となれ山となれ構つたことではないと云ふ人物が多い。そんな人物が若し中心人物であつたとすれば、儲けると云ふことより外目的がないのだから、發起して、發起人としての報酬なり利益なりを取りさえすれば、出来た會社が後でどうならうと構はないのは知れたことである。そんな事業へ投資したらひどい目に會ふ。

又發起人等の顔振れが如何に名士揃ひだからと云つて安心は出来ない。近頃

は名士と云はれる連中が盛んに新設會社の發起人の内へ名前を貸すのが流行してゐる。いゝ加減の人物で、とても自分達の名だけでは人が信用しないと、その連中は先づ名士の門を叩いて發起人なり賛成人なりになつて呉れと申込む。本来ならば其時その計劃してゐる事業に付て事細かく説明しなければならぬのだけれども、そんな時間をつぶしてゐては七人以上の發起人の顔を揃へるだけでも容易の時間ではない。まして何十人と云ふ名士の賛成人を得やうとするには永い月日が掛つてしまふ。それでは耐らぬから、そんな事業の計劃内容などは決して説明しやしない。

ところで發起人なり賛成人なりに成つて呉れと頼まれた人の方になると、一つや二つなら引受けられもするが、天下の名士と云はれてゐたからと云つてさうく限りなく財産があるわけではないから、頼まれたからと云つて親身になつて引受けすることは出来ない。引受けける以上はその會社の株式を持たなければ

ならない。さう持ち切れるものではない。そこでまあ名を出す位ならばと云ふことになる。頼む方は名さえ借りればいゝのである。

よく發起人の中に何々子爵だとか、男爵だとか云ふのや休職陸軍中將だとか名前を見ると實に偉まさうな發起人がすらりと顔を並べてゐるのがある。かう云ふ連中には唯名だけ貸して幾らかの禮金を貰ふのを商賣のやうにしてゐるのがある。それらの人々は發起人だとか賛成人だとか云ひながら、その會社の事業に就ては何も知らないのが多い。

ところが頼んで名を借りた方はそれらを如何にも事業に精通した經驗のある人物の如くに吹聴して人を欺くのである。

さうでなければ現在實業界で相當に名も知られてゐるし、實際腕もあると云ふ人々を發起人としてゐる廣告もある。が、これだとして一圖に安心は出来ない。所謂ただ名だけ貸したのかも知れない。さう云ふことは少し氣をつけて、その

事業の性質と發起人の關係とを考へ合せれば分ることである。

そして發起人は責任として大抵會社が出来上れば、會社の重役となるものであるから、發起人の内で、果して此事業には誰が重役になるか、なるのが適當か、さう云ふことを注意して見なければならぬ。

如何に現在實業界で名を知られてゐる立派な實業家だからと云つて、何でもの事業をやらせ必らず成功する腕を持つてゐる筈はない。砂糖會社の重役として成功してゐるからと云つて、林業會社の重役にこれを持つて來ても、實際は役に立つものではない。事業をするにはそれに相應した經驗が必要である。

又經驗は充分あると云つても、經濟界にまだ何の勢力もない技師のやうなものが重役になつたとすれば、技術上の經驗はあつても、財界及び世間の信用がなければ事業を經營することは困難である。

又た近頃はよく發起人の内に政治家の名前が入つてゐるが、これも考へもの

である。政治家などが實業家の仲間に入り、殊に發起人の仲間に入つて將來會社の重役を兼任しやうなどと云ふのは既に政治家として目的を間違へてゐるので、さう云ふ人々は金を持つてゐる筈がない。持つてゐるとすれば會社屋などのやうな事をして儲けたので眞面目の人物でないといふことが出来る。

それ故發起人の中心は誰々で、どう云ふ人物かと云ふことを第一に見たらばその次にはその連中の内で會社の重役となつて實際經營の任に當るのは誰々かを見、次にはその人物が眞面目にその事業をやつて行くつもりであるかどうかその事業とその人物との關係を知り、最後にその人物がその事業に對して果して信頼すべき經驗を持つてゐるか、またその事業を經營してゆくに適當な勢力を持つてゐるかどうかと云ふことを調べ、そしてそれらに遺憾がないとしたらその事業に投資しやうと決心しても好い。

如何なる事業でも、事業の中心は人である。それ故新らしい事業に就ては殊

に注意してこの人を見なければならぬ。經營者となる人物が充分の經驗とそして勢力を持つてゐれば、假りにその事業が何かの天災或は蹉跌で一時悲境に沈んでも必らず近く回復する希望を持つ事が出来る。

(口) 事業と時勢の關係

發起人連中の顔振れを見て、大體遺憾がなく、會社の成立した後に發起人中から重役に選ばれる人々も大抵見當がつき、それらの人も先づ相當の經驗を有する立派な者だと云ふことが分れば、七分までは其事業に投資して間違ひはないと云ふことになる。

然し全く投資してもよいと斷言することは出来ない。發起人の顔振れの次ぎに必ず調べて見たり考へたりしなければならぬ事がある。それは茲に云ふ時勢と事業との關係である。

事業と云ふものは時勢の力に非常に動かされるものである。事業そのものが獨りで發展するなどと云ふことは誰にも考へられないことで、如何なる有利有望な事と雖も、それを經營するのは人であつて、そして人は常に時勢の進運變化に伴はねばならず、また時勢の刺戟に動かされるものである。

事業の根本である人にして時勢の力に動かされるならば、その人のやつてゐる事業がまた時勢の力に支配されるのは明白のことである。

茲に非常に有利有望だと云ふ事業があつたとする。然しそれを開業するとなつた時に、その事業をするには時勢がまだ早すぎるとか或は段々人氣が去つてしまつてゐて遅すぎるとか云ふことになれば、その事業は始めたところで容易に發展することが出来ない。

もしも無理に時勢に構はず事業を開始するとなれば、人氣は一向に寄らず、製品は其時代の人から見向きもされず、徒らに會社は固定資本を抱いてあくせ

くするだけで、到底利益を得ることなどは出来ない。

ところが業事そのものはそれ程大したものでもないとしても、恰度それが時代の要求に適してゐたとすれば、とん／＼拍子に發展する。いや事業の方から發展するのではなく、世間の方から發展させて呉れるのである。

それからまた其時々によつて、人氣は新しいものへ向かつたり、或は古いものに集中したり常に動いてゐるものである。その人氣に反して事業が開始されたとすれば、其經營は骨を折つてそれだけの効果は上らない。

假令ば世間の人氣は何んでも古いものと云へば嫌ひ、新しいものと云へば歓迎すると云ふ時勢には、ほんとに詰らない事業でも人の歓迎を受けるが、人氣が新規なものに倦きてきて、成るべく古くからある堅實のものにばかり向かつてゐる時は、どんな有利な事でも見返へられないものである。

この人氣は誰が造るのでもない。時勢が造るのであるから、人は自然にその

氣運に支配されるのである。それ故新事業に就て時勢とどんな關係に在るかを知らうとすれば、先づ自分で時勢の氣運とその事業との關係を考へて見てから之れを知人なり友人なりに話して見るのである。すると我れも人も同じ時代に生きてゐて、同じ時代の氣運に支配されてゐるのだから、必らず一致するやうな大きな點がある。個々の小さな部分に就ては其人々の經驗とか教育の程度とか境遇とか云ふもので異つてくるか、何かに、きつと一致する大きなところがある。例へば其新事業はどうも今は始めるのに適しないとか、適するとか、或は今の時代に其事業でそれだけの利益を擧げやうとは無理な話だとか、さう云ふ大體の莫然としたところに意見の一致を屹度見出すものである。それが即ち時勢の聲である。この時勢の聲には決して逆らつてはならぬ。必ず忠實に従はなければならぬ。

若し自分には時勢と事業との關係が充分考へ切れないと云ふ場合は、自分が

信頼し又人も信頼してゐる先輩などに就て充分その意見を聞いて見る必要がある。そして時勢に適した事業だと云ふことを知つてからでなければ投資をしてはならない。殊に新事業の目論見書には必ず時代に適した時代の要求する事業だと云ふことが並べ立てあるから、うつかりその文句に釣り込まれないやうに用心しなければならない。

で、事業と時勢との關係を見るには、

第一、世間の人氣は其種事業に就てどんな風に向いてゐるか。

第二、内地の實際の需要供給は其事業とどんな關係に在るか。

第三、其事業と外國との關係はどんな狀況に在るか。

第四、其時代の情況に事業の性質が適してゐるか否か。即ち平和時ならば平和的事業であるかどうか、戦時のやうな經濟界變態の時はそれに適した事業であるか否かと云ふこと。

等のことを標準として考へて見れば、その事業は果して時勢に適したものであるか否かと云ふことは大抵想像がつくものである。そして時代に相當したものであれば投資すると決心しても差支へない。

(八) 計画の適不適

發起人の顔振れに就ても不安はなく、時勢とその事業との関係も先づ圓滿だとなれば、後はその事業を發展させる爲めに残るのは經營法の善い悪いと云ふ問題である。で、前に述べた二つの事柄を調べたらば、最後に目論見書にある計画は果して其事業をやつて行く上に適當な計画か、或は又不適當な間違つた計画であるか否かを調べて見なければならぬ。

計画の適當か不適當かを見るに必要な注意點を擧げて参考にしやう。

第一、他事業との比較

先づ第一に新らしく作ると云ふ事業は過去に於て誰かやつた事がないかどうかを見て、やつた人があつたとすれば、其結果と新事業の計画とを比較するのである。さうすると、前の人の事業が滅茶苦茶の經營法でない限りは、大體かう云ふ事業にはこの位の人員が必要で、この位の金をかければこの位の製品が出来ると云ふ目安が立つ。それを持つて新らしい事業の計画を見れば、其計画が間違つてゐるか否かは直ちに分る。

又前の人が過去に失敗してゐるとすれば、どう云ふ點で失敗したかを見て、それと同じやうな遣り方を新事業の方でもしてゐはしないかどうか、してゐるとすれば其點は危険の點である。

又全く同じ事業でなくとも、似た事業と云ふものは必ずある。例へば鐵を掘り出す事業と銅を掘り出す事業とは大體に於て同じ種類のものである。それ故新らしい鐵を掘り出す事業の計画は前からやつてゐる銅を掘り出す事業の計画

と大體比較して見て見當がつくものである。それ故若し新事業と同じ事業が過去にも現在にもないとすれば、同種類の似た事業の計劃方法を取つてきて比較してもよいわけである。

第二 會社とする理由

それから次ぎには何故その事業を會社組織にするのか、會社組織にした方が果して善いのかどうかと云ふ事を見る必要がある。

合資會社とか合名會社とか云ふ種類の規模（ば）の小さい組織の方が適當する事業もあるし、また株式會社として大きな組織でやつた方が効果の大きい事業もある。

然るに近頃は何んでも株式會社にしてしまふことが流行してゐて、無暗（むやみ）と株式會社を作るから、この點は餘程よく注意しなければならぬ。

合資會社とか合名會社とか云ふ組織は、組織が小さい代りに經費も少くて済

むが、株式會社となると經費が非常に多くかゝる。それ故合資會社とか合名會社ならゆつくり五割の配當をなし得るものも、株式會社とすれば二割位の配當しか出来ないことになるものである。

株式會社とするに相當な理由であると認められるのは、

(一)事業の性質上、時勢の進運上、小規模では不適當なので、發展に必要上株式會社とする場合。

(二)世間の信用上個人組織よりは資本團體組織である株式會社とする方がよい場合。

(三)事業の性質が永續的である場合。

(四)株式組織の如き大組織でなければ出来ない性質の事業である場合。

等である。然し發起人等は抜け目がないから何れ右に擧げた理由位は屹度（きつと）計劃書の中へ書き並べる。唯それを真正面から信用せず、一應その云ふ處が眞實

であるか否かを観察しなければならぬ。

以上に述べた三つの事、即ち發起人の顔振れ、事業と時勢の関係、計画の適不適を見て大體嘘であつたり突飛であつたりしないとすれば、こゝに始めて投資してもよい。これだけの手数もかけずにかゝり投資して損をしても苦情の持つて行き場所はない。

(二) 事業と資本金の関係

新事業の計画を見る人はまた其事業と資本金との関係にも注意を拂はなければならぬ。

資本金に就ては法律上特別の規定はない。唯發起人は資本金の總額を定款中に明記せよと云ふことを商法が命じてゐるぎり、其資本金の額に付ては制限がないから、幾らでも差支へないことになつてゐる。

それ故發起人等が新事業を起すに際して、其資本金を一千萬圓としようとい億圓としようとする。然し資本金と云ふものは其事業を經營してゆく上に必要な金であるから、唯多いのが優れてゐるわけではない。否、事業に必要な以上の過大資本は徒らに株主の金を集めただけで、何等の效能もないのである。従つて新事業の計画を見る人は、其事業を經營してゆく上に其資本金は相當であるか否かを先づ見なければならぬ。

そして若し其事業を經營してゆくにはそんな大きな資本金は不必要であるのに、資本金が非常に大きなものであつたなら、其所には何か屹度悪い計画が含まれてゐるか、發起人等の計画が不適當かの二つの内の原因があるものと思つて差支へない。

又 事業に比較して餘り資本金の小さいのも無論善いことではない。然し資本金が小さすぎると云ふことは減多にあるものではない。兎角發起人等は過大

に資本金を見積るものである。

この過大資本は多くどう云ふ場合に生じるかと云ふと、所謂現物出資と云ふ場合に生じるのである。

現物出資とは、會社を起す時、現金で株式を引受ける代りに、地所とか工場とか或は持つてゐる特許權とか權利とか云ふものを出して株主となることで、これは發起人に限つてすることである。

例へば今甲と云ふ人間が或る工場を持つてゐたとする。そしてそれを株式會社にするとなつた時、甲はその工場を會社へ提供するので、その工場の價值を金銭で見積り十萬圓の價值があるとすれば、十萬圓出して一株五十圓の株式を二千株引受ける代りに、工場を提供して二千株引受けるのである。大抵それ故かう云ふ時は甲の工場を買収して會社を作ると云ふ形式になるのである。

さて其時、實際十萬圓の價值のある工場を十萬圓で提供するならば何の不都合

もないが、多くの場合、十萬圓の價值があるとなればそれを十五萬圓とか二十萬圓とか過大に見積つて提供するのである。すると過大に見積られた部分、即ち前の場合だと五萬圓とか或は十萬圓とか云ふものは空な財産になるわけで、それが會社の資本金として計上されるのである。

即ち今こゝに百萬圓の資本金の會社を起したとして、内五十萬圓は一般株主から金で資本金を募集し、残り五十萬圓は所謂現物出資として發起人の一人なり二人なりから工場を提供したとする。其時その工場が眞實五十萬圓のものならば確かに其會社は百萬圓の資本金の會社として何の弊害も及ぼさないわけであるが、其工場が眞價三十萬圓しかないものを五十萬圓と見積つたものであつたらどうなるか。二十萬圓と云ふ空の財産が見積られてゐる故、實際の會社の資本金は八十萬圓しかないわけである。

すると一般から應募した株主と現物出資の株主とに其實際資本額を二分する

と四十萬圓づゝ出したことになる。然るに百萬圓中の五十萬圓を一般株主は金で出してゐるので、それが四十萬圓出したことにしかならない。それに引き代へ發起人等、即ち現物出資をした者は實際三十萬圓のものしか出してゐなくて結果は四十萬圓出したことになつてゐる。一般株主は十萬圓だけ發起人等（現物出資の）に奉納したのと同じわけである。この資本金は二十萬圓だけ實際よりも過大である。かう云ふ點に投資家は餘程注意しなければならぬ。

その過大に見積る額も十萬圓や二十萬圓の相違だと一寸分りにくいものである。又現物出資の場合は工場とか機械とか云ふものばかりでなく、其見積り額の内には必ず無形の権利とか特許權とか云ふやうなものを含めるから、なかなか其眞價を數字上誤りなく見破ることは出来ない。

然し右のやうな過大資本を作つて現物出資者が儲けやうとする時は、大抵可成り大きく見積るものであるから、少し注意して其見積り價格の内容を検査す

れば過大であるかどうかは分るものである。

それ故資本金を見るには、第一にそれが其事業をやつて行く上に適當の額であるかを見て、第二に過大資本を含んでゐないかどうかを見て、それらが含まれてゐなければ正當資本と見て差支へはない。資本金の大きい會社は必ずしも安全ではないのである。

(末) 賛成人の性質

新會社が新聞へ出す株式募集廣告を見ると、發起人の名前を並べたあとに、必ず賛成人として何十人、或は何百人と云ふ人々の名前を並べ立てゝゐる。

この賛成人の内には當代知名の士も可成りに多く名を見せてゐる。そして廣告の文にはそれら發起人及び賛成人の引受け株何十萬株に達したが、特に公衆一般へ利益を分けるため内幾萬株、或は幾千株を割いて公募するものであると

云ふことが書き記されてある。

然しながらそれは可笑しい文句なのである。何故と云ふに、賛成人と云ふ者はその事業の趣旨に單に賛成したのみの者で、發起人の如く會社を造る上には何の權力も特種の利益も亦關係も持つてゐない筈のものである。それがまだ會社も出来ない内に株式を幾株引受けると云ふことのある筈はない。

賛成人と云ふものは無論新聞へ名を出す上からは、名を出すことに就ては許可して呉れろと發起人から頼まれてゐるだらうが、發起人がもし其時あなたには幾株迄引受けられるやうにすると約束する筈はない。もしもそんな約束をしたとすればそれは發起人の不正手段である。

また賛成人は發起人のやうに法律で必ず株を引受けなければならぬものだと規定されてゐるのではないから、單に賛成人になるだけで、株を引受ける必要は少しもないのである。事實賛成人と云ふ間には株を引受けずに、只名だけを

貸すのが幾らもある。

それ故募集廣告を見た時に、賛成人の名前が揃つていゝからと云ふ理由で、直ちに其事業が有望だとか前途が安心だとか考へることは出来ない。

それから賛成人の引受株幾十萬とか、豫定數の何十倍とか云ふ廣告文句も信することは出来ない。賛成人と雖も一般應募者と同じに募集締切を行ひ、株の割當を行つた上でなければ、果して幾株を引受けられるのか分らない筈なのである。それを新聞へ廣告する前から分つてゐる筈はない。

又よしんば賛成人が引受け申込みをして、其數が發起人に分つてゐたからとて、それを一般應募者を釣る道具に使ふのはよくない。賛成人は前にも述べる通りに、其事業に賛成したと云ふだけで、其會社の將來にとつて何の意味もないのである。廣く解釋すれば一般應募者は皆其事業の賛成者である。事業に賛成なればこそ其株式も引受けるので、不賛成なら株主となる要はない。

さう云ふ意味の賛成人の名などに投資家はだまされてはならない。幾ら賛成人の名が數多く並んでゐようと、どんなに偉い名が列擧されてゐようと、それに釣りがまれて株式引受けを決心したりしてはならない。事業そのもの、前途をよく調べて、そして發起人等の心を推察した上で、確實と見込んだら初めて株主ともなるべしである。

(へ) 不正勧誘員の注意

所謂泡沫会社になると、なか／＼巧みな不正勧誘をする。会社を立てる發起人連中がやるばかりではない、不正勧誘員を使つて各地方や各個人間を廻らせまんと嘯^{だま}して出金させるのがある。

先づ不正会社とも稱すべき連中の遣り口を紹介すると、一つの鑛區——無論ボロ鑛區である——でも發見すると、それを出願するのであるが、正當に出

願をしてそれが許可になつては都合が悪い。それ故殊更鑛區の圖を間違へて出願するのである。すると間違つてゐると云ふので訂正を命ぜられる。こゝが不正会社屋などの狙^{ねら}ひどころなので、訂正してゐる間は他人がこの鑛區を出願しても鑛務署はこれを許可しない。そこで不正屋連中は何度も何度もわざと間違つた鑛區の圖を出して引張つてゐて、其間に金主を見つけるのである。彼等に見込まれたら大變である。

彼等は無論口が上手である。その辯口にまかせて持つてゐる鑛區なるものゝ有利であることを説き立て、これを会社として經營すれば年に幾十割の利益配當が出来るとか、幾萬圓の利益は半期で擧げられるとか、いゝ加減の數字を並べて勧誘する。うつかりしてゐると彼等の雄辯にまきこまれて有望さうだと思ひ込み、一口乗らうかと云ひ度くなる。

かうして彼方此方を勧誘して、愈々出資者が大體定まると、こゝで初めて正

當な鑛區の圖を出して許可を速座に受け、それを會社へ高く賣りつけるとか、現物出資として提供して株を取るとか、何れにしても私腹を肥すことになるのである。

また何かの發明をしたと云ひふらして人を巧みに欺むくのもある。さう云ふ連中は先づ最初に何々研究所とか何々發明研究會とか云ふ立派な看板を出して非常に有望で國家的で有利な發明を完成したと云ふやうな事を吹聴する。そして巧みに其所へ金のありさうな連中を引張り込み、堂々と東西の學説を並べ古今の例證を説いて先づ人々を煙に巻き感服せしめてしまひ、目下特許出願中だとか、日本の特許を受けたが、目下は歐米各國へ特許出願中で遠からずそれが來るとかと云ひ立てるのである。

ところで特許などと云ふものは儲かると云ふ保證をつけて呉れたものではない。他にない、お前だけにこの權利を許すと云ふ證明なのであるから、事實上

大した効果のあるものではない。然し世間の人は、少し慾の皮を張らせてゐる時だと、そんなものも無暗とありがたくなるもので、ついそれに釣り込まれて出資をする氣になつたりするものである。

さて出資者が出來ると、彼等は何とか彼とか云つては金を引出して宴會の費用にし、容易に會社は作らず、會社を作れば事業を始めず、資本家の方からあきらまれる迄は愚圖々々してゐるとか、それでなければ巧みに事件を作つて會社の組織を破壊するとかして逃げてしまふのである。

こんな連中は必ず不正勸誘員を使つて、盛んな目論見書を作つて地方に出張させ、地方の資力家は云ふに及ばず、手當り次第に人を見れば出資を勸誘する。

また既に出來てはゐるが、泡沫會社で事業も何もしてゐない會社の株券などを持つて地方に行き、如何にも目下盛大に事業をやつてゐて、其株は將來非常に高價のものとなる素質を持つてゐる。然るに現在割安である。今買つておけ

ば必ず一二年の後には莫大の利益があると振れ込んで賣りつけたりする。
 かう云ふ勸誘員の手を避けるやうに、特に地方の人々は注意を要する。それこそ三文の價もないものを賣りつけられたり、泡沫會社へ出資させられたりする。こんな連中を相手に後で喧嘩すれば結局した人の費用損である。不正勸誘員は監獄の飯位には驚きはしない。唯金をだまして人から取ればいゝのである。

第二 目論見書の見方

新聞に出た新設會社の株式募集廣告だけを見て、それが有望な事業だと認めて投資するのは差支へないことであるが、もう一步進んで本當ならば目論見の書内容を検査して、果して其事業の計劃が適當であるか否かを見た上で投資する方が一層安全である。

株式引受けを申込み所へ行くと、申込みに必要な書類の外に必ず事業目論見

書と云ふものが供へてある。また個人的に投資の勸誘を受ける時はやはり此目論見書を持つてきて、先づこれを見て下さいと云ふに定つてゐる。

それなら目論見書とはどんな事が書いてあるのかと云ふと、これはそれを作る人によつて多少の相違はあるが、大體に於て起業の豫算、收支の豫算、利益分配案等が順序に書いてある。

先づ目論見書の見本を示さう。

(1) 目論見書の見本

起業目論見書

- 一、社名 東洋纖維工業株式會社
- 一、資本金 金壹千萬圓也
- 一、拂込金 第一回拂込金額二百五十萬圓也(四分の一拂込)

一、目的

海草其他纖維類の紡績、製紙、其他加工及製品の販賣並に
附帯事業

資本金の用途

一、金壹千萬圓也

資本金總額

内

一、金貳百五十萬圓也

第一回拂込金額

此使途内譯

金六萬圓也

地所買入費（本社工場敷地五千坪分工場敷地五千坪）

金四十萬圓也

建築費

内譯

金二十四萬圓也……………紡績工場一千五百坪（一坪百六十圓）

金五萬圓也……………製紙工場二箇所五百坪（一坪百圓）

金四萬圓也……………事務所倉庫其他所屬建物四百坪（坪百圓）

金七萬圓也……………寄宿舍七百坪（一坪百圓）

金六十萬圓也……………紡績機一萬鍾設備費

金十五萬圓也……………織機及加工機設備費（織機壹百臺其他加工機附屬設備一切）

金十三萬圓也……………製紙用機械設備費

金十萬圓也……………蒸汽汽罐及暖房裝置費

金五萬圓也……………電動機及配電裝置費

金二萬圓也……………精練場及附屬品設備

金十萬圓也……………工場用具什器修繕用諸機械煙突吸水防火

裝置費

金八萬圓也……………原料工場新增設備費（一箇所増設三箇所

新設及諸機械設備費

金五十三萬圓也……………目黒及青森工場諸機械設備一切並に特許

權買收費

（特許登錄第三一九五七號實用新案登錄第四九三二五號特許實施許諾

契約權利並に纖維研究調査事項一切承繼）

金三萬圓也……………創立費用

金二十五萬圓也……………運轉資金

收支豫算

收入之部

一金四百十五萬五千圓也

一ヶ年總收入高

紡織部

一金三百三十萬圓也

紡織部總收入高

内譯

一金二百四十萬圓也

加工織布賣上高

但一箇年三百日操業生産八十萬封度一封度金三圓の割

一金九十萬圓也

製絲賣上高

但一日拾捆一箇年三百日操業生産三千捆其半數を工に使用し殘一千加

五百捆賣上高

製紙部

一金八十五萬五千圓也

製紙部總收入高

但一日六百貫一箇年三百日操業總生産十八萬貫半紙加工美術紙の賣上高

支出之部

一金壹百八十八萬七千二百圓也 一ヶ年總支出高

紡織部

一金壹百六十萬三千六百圓也 紡織部總支出高

内譯

- 金七十二萬五千圓也……………原纖維二十九萬貫代(一貫金二圓五十錢)
- 金三十五萬圓也……………綿絲五百捆代(一捆七百圓時價以上)
- 金二十七萬五千圓也……………工費(男工二百人金一圓二十錢宛女工八百人金八十五錢宛三百日操業)
- 金三萬三千六百圓也……………給料及諸手當(技師長一人技師一人技手)

八人事務員二十八分)

- 金一萬圓也……………寄宿舍費(教育娛樂醫療補助費共)
- 金一萬五千圓也……………機械油及修繕費
- 金二萬五千圓也……………精練及仕上費
- 金四萬八千圓也……………燃料
- 金六萬圓也……………動力費
- 金一萬二千圓也……………消耗品費及機械補充費
- 金五萬圓也……………荷造保管料運賃

製紙部

一金二十八萬三千六百圓也 製紙部總支出金

内譯

金六萬圓也……………原草百廿貫代(一貫金五錢)

金九萬圓也……………藥品代

金四萬三千二百圓也……………工賃(男工百廿八人金一圓二十錢宛三百

日操業)

金九千四百圓也……………給料及諸手當(技師一人技手二人事務員

五人)

金六萬圓也……………燃料

金六千圓也……………動力費

金一萬五千圓也……………仕上荷造運賃

收支差引金二百二十六萬七千八百圓也

内

金一萬圓也……………火災保險料

金二萬圓也……………通信費旅費

金八萬圓也……………諸税金諸掛費

金四萬圓也……………本社及支店職員給料手當其他事務所雜費

金壹萬五千圓也……………廣告費

金二萬五千圓也……………重役報酬

再差引金二百七萬七千八百圓也 利益金

利益金處分案

金十萬圓也 法定積立金

金十一萬圓也 別途積立金

金二十萬圓也 諸償却積立金

金十萬圓也 使用人恩給基金

金十五萬圓也 役員賞與金

金百二十五萬圓也 株主配當金(年五割)

金三萬圓也 創立費用償却
 金十二萬七千八百圓也 後期繰越金
 以上

(四) 起業費の見分方

前に東洋纖維工業株式會社の目論見書を借用して掲げた關係上、こゝにも夫を借りて起業費の内容の正當であるか否かを見る方法に就て大體を説明することにする。

右の起業費、即ち資本金の用途と云ふところを先づ見るのである。すると資本金一千萬圓で、この第一回拂込金が總資本金の四分の一の二百五十萬圓で、これを以て起業費に當てやうと云ふのが東洋纖維工業株式會社の目論見書である。この目論見に對してはどんな會社も大抵同じで、先づ總資本金の四分の一を第

一回に株主から拂込ませ、それを以て第一期の事業を起すのが普通である。従つて此點に就ては特別の注意を拂ふ必要はない。

次に見るのは此二百五十萬圓を如何に使用しやうとしてゐるかで、これは餘程注意して見る必要がある。

右に示した資本金の用途に就て見るに、二百五十萬圓に對する此使途内譯として、第一に六萬圓と云ふ地所買入代が示されてゐる。そして其説明には本社工場敷地五千坪、分工場敷地五千坪合計一萬坪の地所を買入れるのだと云つてゐる。

かくの如き地所買入代金と云ふやうなものは殊に注意して見なければならぬ何故と云ふのに、土地の値段と云ふものは場所に依つて非常に高い土地と安い土地とあつて、一樣に説明することは困難である。それ故どこの土地を買ふのだと云ふ事が分つてゐれば、果して其一坪當りの買價は高く見積つてもないと

か、安過ぎるとか云ふ計算の正不正を見分けられるが、唯工場敷地として何千坪を買ふと云ふだけでは、大凡そ世間の其時の土地相場から、其豫算が正當であるか不正當であるかを想像するより外に方法はない。ところが豫算を示す方の側になつて見ると、さう云ふ風に誰にも一寸見當の附き兼ねる出費は豫算を作る上には誠に都合のいゝもので、少し誤間化したところで人に氣付かれないと云ふ好都合がある。土地の買代金などは高過ぎてもならぬし、安過ぎてもならぬ。高過ぎた豫算が取つてあれば、會社がそれだけ所謂下駄を履くわけであるし、安過ぎれば、會社が買ふと云つてゐる坪数だけは買へぬわけである。會社として豫算を組んでそれを發表する以上は、この人からこの土地を買ふと云ふ約束が出来てゐない迄も、どこの土地が會社の使用地として適當で、そこなら買へるから、そこを買ふと云ふ豫算がついてゐなければならぬ筈である。従つて其土地はどこだと問はれれば速座に返答が出来なければならぬ。それ故か

う云ふ土地の買代金を示すにはどこの地と云ふことを示しておくのが本當は親切である。かう云ふ種類の費用は餘程目をこすつて見る必要がある。

第二に示してゐるのは建築費として四十萬圓であるが、これは土地の場合と異つて世間の相場が大抵一定してゐるものであるから、誰にも其内譯を少し注意して見れば、その豫算が正當か不正か分る。かう云ふ工場の建築費と云ふものも固定資本となつてしまふものであるから、決して過大に高いことは許さない。成る可くだけ費用を少くしなければならぬ性質のものである。故に見る人は、其會社の事業を經營してゆく上に、果してそれだけの工場が必要か、無駄の工場を計算の内に含めて、建築費をわざと大きくしてゐるやうなことはないか否か、又無暗と世間の相場と異つた安い建築費を計上してゐて、直ぐに第二回の拂込みをしなければ建築に取り掛れぬと云ふやうな不仕末の計算をしてゐはしないかどうか等を見なければならぬ。

それから第三には紡績機一萬錠の設備費として六十萬圓、織機及加工機の設備費として十五萬圓、製紙用機械の設備代として十三萬圓の三つを掲げてゐる。これらは無論これらの機械の購入代金とそれを設備する費用とを合算してゐるのだから、近所にある紡績工場なり或は紡績商人なりに就て其機械代とか設備費とかを問ひたゞして、この豫算と照り合して見れば、この計算の正しいか正しくないかは分る。また設備費が徒らに大きくはないか、少なすぎはしないかと云ふやうなことも分る。

それから其次の諸装置設備費だとか云ふ細かいものは、若し多少の計算に相違があつたとしても大局の上からは左程關係のないものだから、餘り無謀の計算さえしてなければ、そんなに注意する必要はないが、最後の五十三萬圓と云ふ工場の買収費と三萬圓と云ふ創立費用、及び二十五萬圓の運轉資金とは注意して見なければならぬものである。

先づ買収費は前にも説明した如く、兎角發起人達が過大に見積るものである。殊に特許権とか、其他権利と稱する無形のもの、買収代は標準がないのだから幾らでも理屈上高く見積れるものである。然し會社として買収する上には、大凡そどの位の價格で買へば營業をしていつて利益を得ることが出来るかと云ふ計算は立てられる。即ち資本金と事業との關係、事業の性質、時代と事業との關係等から推算すれば、この位で買はなければ引き合はぬと云ふ程度が分る。この程度と照り合せて見れば、其買収代は正當か否か分る。

次に創立費用と運轉資金とに就ては項を別にして説明しやう。

(八) 創業費の内容

創業費、或は創立費用又は設立費用とはどんなものを云ふか。一口に云へば會社を設立する爲めに要する費用であるが、少し細かに其内容を見ると、定款

目論見書其他の書類を作る費用、事務員の給料、事務所費、株式募集廣告代金、設立登記費、會合の費用等であつて、右の内一番多額に掛るのは新聞雜誌の廣告代、會合の費用である。

新聞雜誌に廣告するにしても、唯二三の大きな新聞にだけ廣告をして、他は出さないと云ふのなら左程の金も要しないが、株式を廣く募集しやうとするには勢ひ幾多の新聞に廣告を出す必要があるから、相當に多額の金を要する。先づ然し六七千圓の廣告代を拂ふものと見れば間違ひはない。

すると此六七千圓の廣告代に其他の費用二三千圓を加へて、約一萬圓の創立費があれば先づ結構としてよいのである。

ところが此外に會合の費用と云ふものが非常に大きなものになる。これは勸誘の打ち合せだとか、發起人等の會合だとか、其他運動に就ての協議だとか云つて、發起人等が會合しては宴會を張る時の費用で、幾らでも限りはないもの

である。創立費用の多すぎるのはこれら宴會の金が含まれてゐるものと思つて差支へない。

それならば、創立費ほどの位が適當か。これは會社の資本金の大小、事業の性質等に依つて一口に斷定することは出来ないが、我國の現在の狀況から推定すれば、資本金の千分の十或は二十と云ふ程度が最も多い。即ち一萬圓の資本金の會社とすれば創立費は一萬圓から二萬圓の間の程度が先づ適當である。

この創立費は商法の規定に依つて、これを定めたらば定款に記定しなければならぬ。若し記定しなかつた時は當然發起人等の負擔となるものである。又株式引受申込證には必ず記定しなければならぬもので、記定しない申込證に依る申込みは無効である。

そして創立費と云ふものは會社の出來上つた後には、會社の損失金に入るべき性質のものである。然し多くの會社では之を其儘おいて、第一期の決算の時

に償却することにしてゐる。多額の時は第二期、第三期と次第に償却してゆく所もある。成るべく早く償却しつくす方が会社としては基礎の鞏固を來たすわけである。

(二) 運轉資金

運轉資金、或は流通資金とも云ふ。

これは會社を設立した後、必要に應じて使用してゆく事の出来る固定しない資金を云ふのである。即ち土地に掛けた費用だとか機械にかけた金だとか云ふ種類のものは固定してしまつて、それをオインソレと融通することは出来ない。

それ故收支計算中の支出の部におくべき動力費、運賃、營業費、通信代、報酬、諸給料等に要する資金は融通力のある金でなければ不便である。その金を運轉資金と云ふのである。

この運轉資金を豫算の中に計算する時に二つの方法がある。その一つは大きな固定資本を基礎として事業を經營してゆく會社なら、固定資金は株金を以てし、運轉資金は必要に應じて低利の借入金をして一時支出しておき、製品の賣上金が入つたらばそれで借入金を返してゆく方法である。即ち此方法に依れば最初から大きな運轉資金を豫算の中に組み入れる必要はないのである。

その二は固定資本は僅かで、大部分は運轉資金を使つて事業を經營してゆかうとする會社の運轉資金で、かう云ふ會社では可成り運轉資金の額が多くなる。そして運轉資金は銀行へ預けておいて、必要に應じて引出しては使ふと云ふ方法が便利である。然し此方法に依ると株金の大部分は唯銀行預金となつてゐるわけで、事業經營に使つて利益を擧げると云ふ方面に使はれないから、多少配當の率が減少すると云ふやうな心配もあるし、重役等がその預金を濫費すると云ふ懸念もある。